

目 次

会期日程表	1
陳情文書表	2

第 1 号 (12月12日)

開会、散会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
行政報告	5
同意第3号の上程、説明	6
議案第41号の上程、説明	7
議案第42号の上程、説明	8
議案第43号の上程、説明	9
議案第44号の上程、説明	10
散会の宣告	11

第 2 号 (12月13日)

開議、散会の日時	13
出席議員	13
欠席議員	13
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	13
事務局出席者	13
議事日程	14
開議の宣告	15
一般質問	15
安里重和議員	15
大城佐一議員	18
新城一智議員	25
平良英勝議員	32
前田孝議員	34

平良嗣男議員	37
散会の宣告	39

第 3 号 (12月14日)

開議、散会の日時	41
出席議員	41
欠席議員	41
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	41
事務局出席者	41
議事日程	42
開議の宣告	43
同意第3号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	43
議案第41号の質疑、委員会付託	46
議案第42号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	46
議案第43号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	48
議案第44号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	48
諸般の報告	49
散会の宣告	49

第 4 号 (12月15日)

開議、閉会の日時	51
出席議員	51
欠席議員	51
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	51
事務局出席者	51
議事日程	52
開議の宣告	53
議案第41号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	53
議案第42号～議案第44号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	54
意見案第9号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	56
委員会の閉会中の継続審査の件	58
閉会の宣告	58
署名議員	58

平成23年第8回定例会会議録
(会期日程表)

開会 平成23年12月12日

会期 4日間

閉会 平成23年12月15日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
12月12日	月	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・陳情の委員会付託・議長諸般の報告・村長行政報告・議案提案説明
12月13日	火	本会議	午前10時	一般質問
12月14日	水	本会議	午前10時	同意第3号質疑・委員会付託省略 (即決) 議案第41号質疑・総務常任委員会付託 議案第42号～第44号質疑・予算審査特別委員会付託
		委員会	午後2時	議案第41号及び陳情第18号総務常任委員会 (検討～採決)
12月15日	木	委員会	午前10時	議案第42号～第44号予算審査特別委員会 (説明～採決)
		本会議	午後3時	総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 総務常任委員会(陳情)委員長報告、質疑、討論、表決 意見案等の処理 (閉会)

会期日数 4日間 本会議日数 4日間 委員会日数 2日間 休会日数0日間

陳 情 文 書 表

受理 番号	受理年月日	件 名	陳情者氏名	付託委員会
18	平成23年12月 5 日	「風力発電」設置に対し白 紙撤回を強く求める（要請 書）	比嘉 信忠 真謝 保竹	総務常任委員会

平成23年第8回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 平成23年12月12日

1. 開会、散会の日時

開 会 (平成23年12月12日 午前10時00分)

散 会 (平成23年12月12日 午前10時24分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員	大 城 佐 一	6 番議員	前 田 孝
2 番議員	新 城 一 智	7 番議員	安 里 重 和
3 番議員	平 良 英 勝	8 番議員	具志堅 朝 秀
4 番議員	東 武 久	9 番議員	平 良 嗣 男
5 番議員	宮 城 辰 徳	10 番議員	金 城 勇

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	島 袋 義 久	村史編纂室長	米 須 邦 雄
総務課長	島 袋 一 道	会計課長	山 城 文 子
財務課長	神 里 富 松	教育長	友 寄 景 善
住民福祉課長	大 城 武	教育課長	大 嶺 実
企画観光課長	島 袋 幸 俊	選挙管理 委員会書記長	島 袋 一 道
産業振興課長	新 城 寛	農業委員会 局 長	宮 城 博 俊
シークワサー 振興室長	新 城 寛	監査事務局長	宮 城 豊
建設環境課長	山 城 均		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局 長 宮 城 豊 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5	同 意 第 3 号	副村長の選任について	提案説明
6	議 案 第 4 1 号	大宜味村税条例の一部を改正する条例	提案説明
7	議 案 第 4 2 号	平成23年度大宜味村一般会計補正予算（第5号）	提案説明
8	議 案 第 4 3 号	平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	提案説明
9	議 案 第 4 4 号	平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	提案説明

◎開会及び開議の宣告

- 議長（金城 勇） おはようございます。
ただいまから平成23年第8回大宜味村議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

- 議長（金城 勇） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、3番 平良英勝議員及び4番 東武久議員を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（金城 勇） 日程第2 会期の決定を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月15日までの4日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日から12月15日までの4日間に決定しました。
-

◎諸般の報告

- 議長（金城 勇） 日程第3 諸般の報告を行います。
本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。
本定例会までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおり、総務常任委員会に付託しましたから報告します。
次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されています。
次に議長の会議等の報告については、お手元に報告書を配付していますのでお目通しください。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎行政報告

- 議長（金城 勇） 日程第4 行政報告を行います。
村長から申し出がありました。これを許します。村長。
(島袋義久村長 登壇)
- 村長（島袋義久） おはようございます。平成23年第8回大宜味村議会定例会を招集いたしましたところ、全議員おそろいの中で開会できますことに対し、心から感謝申し上げます。よろしく願いたします。

それでは行政報告を行います。

9月ですが、9月1日から30日までの約1カ月間、大宜味村フェアということで大宜味村とロワジュールホテル・スパでの共催といえますか、ともに行いましたが、大宜味村産シークワサーを初め、魅力的な特産品を生かした地場産業振興の取り組みの一環として、県都那覇市で1カ月間にわたる催しが初めて開催されました。9月5日には、村と村商工会、さらにはロワジュールホテルの共同記者会見を開き、大宜味村の長寿のもとである豊富な食材を紹介しました。9月13日には大宜味村の食材を生かした料理が当ホテルの各料理長のレシピにより紹介され、大勢のお客さんの好評を得ました。今後とも大宜味村の地元生産物を広く発信していきたいと考えております。

なお、大宜味村の陸上競技大会、ほか添付してございますので、お目通しいただければ幸いに存じます。

10月に入りまして、10月5日から23日は、全国重要無形文化財保持団体協議会大宜味大会・総会・情報交換会・秀作展がございました。喜如嘉の芭蕉布保存会、宮古上布保持団体、久米島紬保持団体の県内3団体、県外11団体が加盟する日本の伝統工芸を守る目的で活動をしている全重協の大宜味大会が村改善センターで開催されました。大会には文化庁、沖縄県教育庁関係者の出席もあり、全国の重要無形文化財の保存継承に頑張っておられる皆さんを激励しておりました。情報交換会では、村の農山漁村生活研究会が手塩にかけたシークワサー料理等でもてなし、本村特産の素材の豊富さや長寿食に感嘆しておりました。また県都那覇市で開催されました秀作展も多く、多くの県民でにぎわいを見せておりました。

13日から16日に、第5回世界のウチナーンチュ大会があり、大宜味村出身者の歓迎会を行いました。ウチナーンチュ大会に来られた村出身の歓迎交流会は、ペルー、アルゼンチン、ブラジル、アメリカ、フランスから25名の参加がありました。8月の南米訪問で多くの村出身者が活躍している様子を報告いたしました。ふるさと大宜味への思いが会場いっぱいにあふれ、感動的な歓迎交流会となりました。これからもふるさと大宜味を誇りとして、それぞれの国で頑張り、毎回ウチナーンチュ大会へ参加したいと大宜味を後にいたしました。

なお、その他、会議等資料として添付してございます。お目通しいただければ幸いに存じます。

11月に入りまして、11月6日、第45回大宜味一心会親睦大運動会がありました。これまで奥武山サブグラウンドや小学校、高校で行われてきました一心会の運動会は、今年は新設された沖縄セルラーパーク那覇・屋内運動場で開催されました。レーン設置等のグラウンドづくりに苦心した大城勝也会長を初め、役員の方々の思いがかなえられた運動会となりました。スポーツ功労賞、奨励賞の表彰も行われ、ゲートボールの東正廣さん、北中城高校自転車競技の島袋大地君に授与されました。運動会は和気あいあいの中、大保チームが優勝し盛り上がりました。

なお、その他のことにつきまして、添付資料を添付してございますのでよろしくお願いたします。

なお、平成23年度の入札結果等について、別紙に添付してございますのでよろしくお目通しいただければと思いますので、よろしくお願いたします。

以上、貴重な時間を拝借いたしまして、行政報告を終わります。

○ 議長（金城 勇） これで行政報告を終わります。

◎同意第3号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第5 同意第3号 副村長の選任についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

- 村長(島袋義久) 同意第3号 副村長の選任について
大宜味村副村長に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 浦添市西原6丁目21番13号

氏 名 山 城 清 臣

昭和20年1月30日生

平成23年12月12日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

地方自治法第162条の規定により、同意を求める。

なお、履歴書を添付してございますので、御参照いただければ幸いに存じます。よろしくお願ひいたします。

- 議長(金城 勇) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第41号の上程、説明

- 議長(金城 勇) 日程第6 議案第41号 大宜味村税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

- 村長(島袋義久) 議案第41号 大宜味村税条例の一部を改正する条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成23年12月12日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

国の省庁名の変更、字句の相違などを精査し、さらなる整備をするためこの案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させますのでよろしくお願ひいたします。

- 議長(金城 勇) 財務課長。

(神里富松財務課長 登壇)

- 財務課長(神里富松) 議案第41号 大宜味村税条例の一部を改正する条例について概要を説明します。

今回の改正は、国の省庁名、字句の相違などを精査し、さらに市町村税条例の例との整合性を図るための改正となっております。

「自治大臣」を「総務大臣」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「本項」を「この項」に、「イ、ロ、ハ、ニ、ホ」を「ア、イ、ウ、エ、オ」になど、また附則では「第3条」を「第7条」になど、およそ4条ずつの繰り下げとなっております。

長年にわたる地方税法改正において、条文番号に枝番をつけて改正してきたことや該当しない改正項

目については追加等を行わないことなどにより、市町村税条例の令との条文の並びなどの相違があることから、地方税法改正に伴う税条例の一部改正事務においては膨大な時間を費やしている状況にあります。最近では、各市町村においても見直しを行い、整備に取り組んでいるところであり、本村においても市町村、税条例の令との整合性を図ることで、今後の地方税法の改正に伴う税条例の一部改正事務がスムーズに行えることと考えています。

なお、施行期日を平成24年1月1日としております。

資料として、新旧対照表を添付していますので御参照ください。よろしく申し上げます。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第42号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第7 議案第42号 平成23年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第42号 平成23年度大宜味村一般会計補正予算（第5号）

平成23年度大宜味村の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,076万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億652万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成23年12月12日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、財務課長から説明させますのでよろしくお願いたします。

○ 議長（金城 勇） 財務課長。

（神里富松財務課長 登壇）

○ 財務課長（神里富松） 議案第42号 平成23年度大宜味村一般会計補正予算（第5号）の概要を説明します。

今回の予算の補正の総額は3,076万9,000円の増額補正となっております。

歳入の主な概要を説明します。予算書の1ページをお開きください。

1款村税316万3,000円の減額ですが、これは村民税法人の減額であります。

8款地方特例交付金141万7,000円の増額ですが、これは児童手当及び子ども手当特例交付金の増額であります。

14款県支出金1,549万4,000円の増額ですが、これは主に災害復旧費県補助金1,581万9,000円の増額、

ワクチン接種事業補助金37万3,000円の減額であります。

19款諸収入263万円の増額ですが、これは主に水源基金助成金210万円の増額であります。

20款村債1,385万3,000円の増額ですが、これは主に農地農林施設災害復旧事業債1,210万円、減収補てん債300万円の増額であります。

以上が歳入の主な概要です。

続きまして歳出の主な概要を説明いたします。予算書の3ページをお開きください。

2款総務費460万7,000円の増額ですが、これは主に総務管理費において一般管理費の委託料165万8,000円、負担金、補助及び交付金92万6,000円、共済費73万1,000円の増額であります。

3款民生費166万1,000円の増額ですが、これは主に社会福祉費において国民健康保険特別会計への繰り出し金164万円の増額であります。

6款農林水産業費321万2,000円の増額ですが、これは主に水産業費において漁港建設費の工事請負費245万7,000円の増額であります。

7款商工費108万5,000円の減額ですが、これは主に商工費において観光費の委託料300万円の減額、工事請負費129万4,000円の増額であります。

10款教育費163万3,000円の増額ですが、これは主に小学校費において学校管理費の77万6,000円の増額であります。

予算書の4ページをお開きください。

11款災害復旧費3,140万5,000円の増額ですが、これは農林水産施設災害復旧費の工事請負費3,126万7,000円の増額であります。

14款予備費を1,153万2,000円減額しております。

以上が歳出の主な概要です。

続きまして予算書の5ページをお開きください。

第2表繰越明許費ですが、2款総務費、1項総務管理費の防災行政無線整備事業4,482万9,000円を表記しております。

予算書の6ページをお開きください。

第3表地方債補正ですが、防災行政無線整備事業外6件の限度額等を表記し、地方債総額の限度額を2億8,495万3,000円としております。

なお、詳細については、委員会等で担当課長から説明させていただきますのでよろしく願いいたします。以上です。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第43号の上程、説明

○ 議長（金城 勇） 日程第8 議案第43号 平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第43号 平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）平成23年度大宜味村の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ22万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,395万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成23年12月12日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、財務課長から説明させます。よろしくお願いいたします。

○ 議長(金城 勇) 財務課長。

(神里富松財務課長 登壇)

○ 財務課長(神里富松) 議案第43号 平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の概要を説明します。

今回の補正予算は、22万8,000円の減額補正となっております。

歳入の主な概要を説明します。予算書の1ページをお開きください。

1款国民健康保険税192万8,000円の減額ですが、これは国民健康保険税において一般被保険者国民健康保険税377万8,000円の減額、退職被保険者等国民健康保険税185万円の増額であります。

11款繰入金164万円の増額ですが、これは一般会計からの助産費繰入金164万円の増額であります。

以上が歳入の主な概要です。

続きまして歳出の主な概要を説明します。2ページをお開きください。

2款保険給付費252万2,000円の増額ですが、これは主に出産育児諸費において、出産育児一時金の負担金補助及び交付金252万円の増額であります。

11款諸支出金1,353万9,000円の増額ですが、これは主に償還金及び還付加算金の償還金において、平成22年度国民健康保険療養給付費等負担金などの実績による、償還金、利子及び割引料1,331万6,000円の増額であります。

12款予備費を1,629万6,000円減額しております。

以上が歳出の主な概要です。

なお、詳細については、委員会で担当課長から説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○ 議長(金城 勇) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第44号の上程、説明

○ 議長(金城 勇) 日程第9 議案第44号 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) 議案第44号 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号) 平成23年度大宜味村の簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳出予算の補正)

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。

平成23年12月12日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、財務課長から説明させますのでよろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 財務課長。

（神里富松財務課長 登壇）

○ 財務課長（神里富松） 議案第44号 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の概要を説明します。

今回の予算の補正は歳出のみの補正で、予算総額の増減はありません。

歳出の概要を説明します。予算書の1ページをお開きください。

1款簡易水道総務費506万7,000円の増額ですが、これは簡易水道管理費において、簡易水道一般管理費の需用費522万円の増額、委託料15万3,000円の減額でありまして、予備費からの対応としております。

以上が歳出の概要です。

なお、詳細については、委員会で担当課長等から説明させていただきますのでよろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長（金城 勇） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

（午前10時24分）

平成23年第8回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 平成23年12月13日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成23年12月13日 午前10時00分)

散 会 (平成23年12月13日 午後0時35分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員	大 城 佐 一	6 番議員	前 田 孝
2 番議員	新 城 一 智	7 番議員	安 里 重 和
3 番議員	平 良 英 勝	8 番議員	具 志 堅 朝 秀
4 番議員	東 武 久	9 番議員	平 良 嗣 男
5 番議員	宮 城 辰 徳	10 番議員	金 城 勇

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	島 袋 義 久	村史編纂室長	米 須 邦 雄
総 務 課 長	島 袋 一 道	会 計 課 長	山 城 文 子
財 務 課 長	神 里 富 松	教 育 課 長	友 寄 景 善
住民福祉課長	大 城 武	教 育 課 長	大 嶺 実
企画観光課長	島 袋 幸 俊	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	島 袋 一 道
産業振興課長	新 城 寛	農 業 委 員 会 局 長	宮 城 博 俊
シークワサー 振 興 室 長	新 城 寛	監 査 事 務 局 長	宮 城 豊
建設環境課長	山 城 均		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程 (第2号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		一般質問	

◎開議の宣告

- 議長（金城 勇） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎一般質問

- 議長（金城 勇） 日程第1 一般質問を行います。
-

◇ 安里重和 議員

- 議長（金城 勇） 通告順により、発言を許します。

区長や村民からの苦情や要望に対する村当局の対応について、安里重和議員。
7番 安里重和議員。

- 7番（安里重和） おはようございます。それでは一般質問をさせていただきます。

区長や村民等より役場に寄せられる苦情や要望についての村当局への対応姿勢について質問いたします。区長や村民より役場に対して要望や意見が多数寄せられていることだと思います。日々の業務に携わりながら一つ一つに対応していくのは大変だと思いますが、これは私たち大宜味村に住んでいる村民が地域をよりよいものに向き上げていくという意識のあらわれで、特に各区の区長からの要望は重要な案件です。なぜなら区の代表である区長は区の役員会や常会等で区民の意見を吸い上げ、区独自で解決できるものと、そうでないものを分け、村行政の力を借りないと解決できないものを要望事項として村役場へ文書等で要請します。これまで幾つかの区より役場へ要望事項を提出し要請したと聞いております。問題はこれをどう取り扱うかであります。私が幾つかの区長から聞いたところ、そのほとんどに回答あるいはその問題について役場から報告がないと聞いております。それが結果として村民の意見が行政に反映されない村民無視の行政につながりかねません。私はこの件に対して、昨年10月末ごろ総務課と話し合いを行いました。結果があらわれません。村行政よりその件などに対して回答がないと次の段階へと進むことができません。これまで村行政はどのような対応をしていたのか。また今後、どのような形で対応していくのか。この件に対してどうお考えか村長の御意見をお伺いいたします。

私の案ではありますが、①村民の方にわかりやすい身近な相談窓口を設け、責任を持った担当職員の配置

②文書化による回答。

③国などの公共工事ではワンデーレスポンスの実施を行っております。ワンデーレスポンスとはできる限りの回答をその日のうちに解決する努力をする。解決できない場合には、回答日を予告するということです。行政側は、村民へのサービス業として要望等に対して目に見える形での区長や村民に回答をお願いしたいと思います。

村長のお考えをお伺いし、この件に対しての質問を終了いたします。

- 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） ただいまの安里重和議員の御質問にお答えをいたします。

区長や議員の皆さんが日ごろから村民に直接耳を傾け、村民の要望、要請の把握に努め、村民の声にお答えしていることに深く感謝申し上げます。村政運営は、村民ニーズを的確に把握すること。特に区長や区民からの直接の声は適正な行政サービスを行う上で肝要であります。村民の声に的確にこたえた事業を実現することは村民の行政への信頼と安心感を高揚させ、村民が積極的に行政に参加する協働の村づくりが促進されるものであります。村民が役場へ寄せる苦情や要請の声は情報の共有の中で言われる行政からの的確な情報提供と相互一体のものであります。行政と村民が行政情報を共有し、引き続き村民参加による村政を推進してまいりたいと思っております。では質問事項についてお答えいたします。

①のこれまでの役場の対応についてお答えいたします。区長や村民からの苦情や要請は、総務課が窓口として受け取っております。事項内容を調べて村長、副村長の決裁と関係課へ送付しております。具体的な事業等の取り扱いの説明は、関係課によって口頭、電話あるいは直接に行っております。しかしながら要請事項によっては、すぐに対応できるもの、時間がかかるもの、国道や他の機関の管轄のものやその他調整するものがあります。役場といたしましては、要請事項等の必要性、緊急性について検討し、できるだけ村民の要望にこたえられるようにしております。区長や村民から出された要請事項等については、課長会等の庁内会議で議論をしたり、予算編成時に財政的な議論もしております。

次に②の今後の対応については、議員が示されている提案も参考にしながら検討していきたいと思っておりますが、要請事項等が多岐にわたっていることやかなりの時間を要する事案等ばらつきがあり、担当職員の配置やまとめて回答することについては検討に時間がかかり、厳しい状況であります。今後は要請や苦情については担当課による具体的な説明を充実させ、村民がわかりやすく、かつ迅速に対応してまいりたいと思っておりますのでよろしく願いをいたします。以上です。

○ 議長（金城 勇） これで区長や村民からの苦情や要望に対する村当局の対応についての質問を終わります。

次にやんばる地域の国立公園化について、安里重和議員。

7番 安里重和議員。

○ 7番（安里重和） 続きまして一般質問をさせていただきます。

やんばる地域の国立公園化についてお尋ねしたいと思います。現在、国頭村辺戸から大宜味村に至る海岸部が沖縄海岸国定公園に指定されています。鳥獣保護区としては、我が大宜味村では、大保に県指定保護区が指定され、文化財では、田港御願の植物群落が国指定の天然記念物に指定され、喜如嘉の芭蕉布が国指定重要無形文化財、塩屋湾のウングミが国指定重要無形民俗文化財に指定されています。これらは私たち大宜味村のすばらしい財産であり宝です。

さて、米軍の北部訓練場として利用されている地域の一部、約4,000ヘクタールの返還が明らかになったことを受けて、環境省那覇自然環境事務所がやんばる三村、国頭村、大宜味村、東村に国立公園を指定する動きがあります。やんばる地域の国立公園に関する検討会の検討委員である村長に次の4点についてお伺いいたします。

①新聞では、国立公園指定候補地について時々公表されていますが、村長として現在までの検討委員会での内容などを村広報紙等で早目の情報発信を予定されていますか。

②国立公園指定には、地域の協力なくして不可能だと思っておりますが、国立公園化に対して村民への説明責任があると思われませんが、説明会を行う予定がありますか。

③大宜味村では、どこの地域が指定されようとしているのか、また面積はどの程度なのか、村長が

知っている範囲で情報を提供していただきたい。

④環境省は、国立公園の候補地とする一方で、日米両政府は東村高江へのヘリパッド移設を進めようとしているのは矛盾していると思いますが。

以上の4点について村長の意見をお伺いし、私の質問は終了いたします。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの安里議員のやんばる地域の国立公園化について御質問いたします。

4点ございますが、まず①の広報紙等で早目の情報発信の予定については、現在、環境省やんばる野生生物保護センター発行のやんばるニューズレターは、三村全世帯配布で随時情報が発信されておりますが、事業主体である環境省ややんばる野生生物保護センター等から依頼があったときに広報紙等へ掲載していきたいと思っております。

②の説明会開催については、基本的には事業主体である環境省がやるべきことであると考えていますが、開催協力の要請があれば協力していきたいと考えております。これまで平成23年3月、改善センターでやんばる地域の国立公園化を考えるシンポジウムを環境省、那覇自然環境事務所、沖縄県とこの三村が協力して開催をしております。

③の指定地域の範囲については、これまでの国立公園では大きな面積の森林や高い標高の参画を対象としております。雄大な自然風景を特徴としております。それらに比べ、やんばる地域の森林は面積は小さいものの、照葉樹林としては国内では最大の広がりを持っております。まとまった照葉樹林を主たる対象とした国立公園は現時点では存在しないということから、照葉樹林を評価、抽出した上で植物多様性が実感でき、保全活用を行う必要があります。面積等はこれからの作業となるものと思われます。国立公園指定を三村に限定する方向であるが、三村に限定すべきではないという意見もあります。造林を進めるには地元の意見も重視していくものと思われます。

④については、SACO最終報告を受けて返還される予定の北部訓練場を核とした優れた自然環境を有する地域を適切に保護するとともに、地域活性化が図られるよう国立公園を視野に入れて進められてきました。返還予定用地と国立公園化指定予定地域の関係につきましては、その地域は貴重な動物の生息地、照葉樹林が広がる地域であることから、それらの動植物の保護上、少なからず影響があるものと推測できますこと等から望ましいこととは言えないと思っております。以上です。

○ 議長（金城 勇） これでやんばる地域の国立公園化についての質問を終わります。

次に建設業者の生き残り対策について、安里重和議員。

7番 安里重和議員。

○ 7番（安里重和） またまた続きまして質問させていただきます。

建設業者生き残り対策についてお伺いしたいと思います。公共事業の削減で建設市場が縮小する中、村内で最大の雇用の場であった建設業者が相次いで廃業に追い込まれています。ここ近年で10社以上の業者が廃業に追い込まれ、そこで働いていた約100名近くの従業員や家族は困窮な状況にあります。さらに経営者や連帯保証人などはすべての財産を失いました。建設業者の中には社員の雇用を確保するため、生き残りへ経営多角化を図ろうと農業への参入も行い必死で頑張っております。村当局は、現在の状況をただ指をくわえて見ているだけでしょうか。これ以上に建設業者を廃業に追い込まないよう早急に対策を村としてもとるべきだと思います。

大宜味村第4次総合計画、第4章でうたっているように、安心、安全な村づくりを。また新たな事業や補助事業などを計画していただきたいと思います。このままだと村商工会の運営にも悪影響が出ます。村財政が厳しいから進まないと言っている状況ではないと思います。この件に対してどうお考えか村長の御意見をお伺いいたします。また質問とは異なりますが、大宜味村には国道もあり、県道もあり、また県管理の河川や海岸もあります。村当局が国や県に事業を要望することもできるかと思います。国や県の機関が発注する公共工事はどこの会社が落札するかはわかりませんが、地元業者が落札する可能性があります。私は村議会議員として、村民からの要望等があった場合、みずから県や国の機関へ足を運んだり、電話をかけたりして行動し、早目の解決に努力しております。村当局もぜひとも村民のために国や県の機関に足を運び苦勞していただきたいと思います。

私の情報ですが、現在、沖縄県河川課北部土木事務所では、奥川自然再生事業を行っています。総事業費3億5,000万円、事業期間平成20年度から平成26年度、事業区間約2.0キロメートル。私たちの大宜味村にもすばらしい県管理の河川があります。やんばる河川・海岸自然再生協議会が平成16年8月21日に田嘉里川の現地調査を実施し、アンケート調査を行っております。調査資料として別紙に添付しておりますので御参考にしていただきたいと思います。

以上であります、村長の考えを伺い、私の質問はこれにて終了いたします。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの安里重和議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のように、現在、我が国の建設業は建設投資の急激な減少により、需給バランスが崩れ、過剰供給構造にあると言われております。本村においても同様に、大型プロジェクトの埋立事業の竣工、それに伴うインフラ整備の完了、さらにダム関連及び水源基金事業の事業終了へと、年次ごとに事業削減は進み、村内建設業界にも受注の減少により厳しい環境にあると思われれます。このような状況下において、個々の建設業者においては、将来を見据えた経営戦略の検討を行い、経営基盤の強化や新分野進出などの取り組みを行い、安定した利益を確保しながら経営を維持していくことで、地域の活性化に寄与することを期待するものであります。村といたしましては、将来的にも厳しい経済情勢であります、地域の基幹産業であり、地域経済、雇用を支え、インフラの維持管理や災害対策対応など、地域社会に不可欠な役割を担っている建設業の安定経営につなげるため、現在、要望している社会資本整備総合交付金事業の実施、さらに新たな事業の確保に努めるとともに、議員御意見にもありますように、国や県に対しても村内の各種社会資本整備事業の推進を要請し、事業の拡大を図ってまいりたいと思っております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 以上で安里重和議員の質問を終わります。

◇ 大 城 佐 一 議員

○ 議長（金城 勇） 次に村政運営について、大城佐一議員。

1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） これから一般質問を行いたいと思います。

村政運営について。3期目の村政運営をしてから1年余りとなりますが、3期目に向けての決意で山積している重要な施策が数多く残っており、これらをしっかりと頑張って前進させていきたいという村長

の決意がありましたが、これまでにこの山積する課題についてどういう取り組みをし、成果を残したか以下の点についてお伺いします。

1 番目に、シークワサーの振興について。

2 番目に、観光産業について。

3 番目に、職員の資質向上について。これまでの取り組みや成果がありましたらお願いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの大城佐一議員の一般質問にお答えをいたします。

3点ございましたので、順を追ってお答えをいたします。1点目のシークワサーの振興につきましては、議員御指摘の山積する課題であります。そのシークワサーの産地化に向けては、県の拠点産地の認定を受けております。それからハード事業における沖縄北部振興対策事業による大宜味村特産品加工施設の整備を行い、今年度は指定管理者との連携により、加工施設の本格稼働をしております。さらにシークワサー生産農家の経営安定化に向けての優良品種の苗の販売、シークワサー生産助成金、防除薬剤補助金などを推進してきました。またシークワサーの消費拡大においては、全国展開も視野に入れながら、県内のホテル業とのコラボでのシークワサーのピーアールや、産業まつりを初めとするイベント参加により、消費拡大イベント等も行っていました。最近では、全国展開の足がかりとして、全国町村会主催、これは東京都の有楽町で行われましたが、町イチ！村イチ！2011のイベントやにっぽんアクセス祭、これは埼玉県です。フードコンベンション2011などへの参加を行っています。病害虫の防除の徹底におきましても国、県との連携によりカンキツグリーンング病の侵入警戒事業におけるエリア設定を初めとする根絶事業の展開など、根絶に向けての努力を行っているところであります。今後におけるシークワサー農家の経営安定化に向けて村民の御理解、御協力のもと、引き続き誠心誠意取り組んでまいりたいと思っています。

2点目の観光産業についてであります。大宜味村は長寿地域として知られ、健康長寿への高まり等から長寿の秘訣を求めて国内外から多くの個人、団体が訪れているものの、それが地域振興に結びつかず、逆にさまざまな問題や課題が顕在化している中、平成17年度に沖縄北部特別振興対策事業を活用し、観光業関係者等のモニターを招き、モデルプログラムの実証実験を行い、今後の方向性を検討しております。実証実験やワーキング会議等を経て、大宜味型体験・滞在交流プログラム策定事業を報告書として報告されました。体験メニューや交流メニューは現在のNPO法人おおぎみまるとツーリズム協会の修学旅行受け入れ等につながっているものです。これまで本村の行政施策として、観光にかかる具体的方策がなかったことをかんがみ、平成21年に大宜味村観光振興計画を策定し、観光に関するマスタープランとしてスタートの土台とし、健康保養環境型観光、山・里・海が連動した大宜味独自のトライアングル観光の展開を目指しています。NPO法人おおぎみまるとツーリズム協会が大保ダム資料館に委託を施策し、大宜味村の観光拠点として役割を担っていることは受け入れ窓口の充実強化としての成果だと考えております。また大保ダム湖面を活用したカヌー体験などにもつながっております。

次に3点目の職員の資質向上についてお答えいたします。住民の行政に対するニーズの多様化、高度化により、これまでの職員意識では職務が務められない状況になっています。さらに地域主権改革、地方分権が進み、みずからの企画、実践、検証を行う能力形成が重要になってまいりました。担当事務の

専門技能向上と公務員意識のみずからの改革をし、村民の福祉の向上に的確にこたえる職員を育成するため、大宜味村人材育成基本方針に基づき研修計画書を作成し、職員の資質の向上に努めているところであります。人材育成の具体的方策として次の3点を挙げています。

1つ目は、自己啓発、自己研修として、職員個々から、みずからの意思で自主的に取り組む研修の通信教育各種サークル活動、ボランティア活動、各種団体の地域活動、青年会とか婦人会、成人会等、その活動には職場全体で理解を示し、取り組みを奨励し支援をしております。

2つ目は、職場を通して行う職場研修として、人材は職場における仕事を通して育つものであるから、職場内において仕事をしながら、上司や先輩からの知識や技術を学び、各課間の業務の連携、各種会議等を通して指示、指導を行っております。

3つ目は、職場外研修で沖縄県自治研修所を利用しております。研修の中では重点方策として新人職員研修を初め、第一部研修、第二部研修、この二部は採用が10年以上。管理職研修、法制執務研修は指名をし参加させております。その他、数多くの業務に関する研修にも職員を派遣しております。また今年度は県外の中央職員研修、これは市町村アカデミーでございますが、職員を1人派遣し、全国の市町村職員と情報を交換しながらより高度な専門的知識の習得、実践的な業務遂行能力の技術を学び、その成果を研修レポートとして報告を受けております。毎年、職員研修に参加する職員はふえており、個々の業務に対する責任と自己研鑽の向上意識も高まっていると感じています。今後も多様な行政需要に対応するため、限られた予算内ではありますが、職員研修の充実を図り、職員の資質向上に努めてまいりたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ただいま村長からこれまでの報告等もありましたが、まずシークワサーについては、村長の報告のとおり生産者の皆さんの立場に立って、いろいろ助成金とか、これまでのとおりちゃんとやられてきて、大変これもいいとは思いますが、だが私が今ちょっと聞きたいのは、前年度に押川に導入したICTシステムの活用事業、それと大宜味村で特産品の開発の委託、アビーに対するCASシステムの効果等、その辺はどうなっているのか、それをちょっとお聞きしたいんですが、全国展開の町イチ！村イチ！ということでありましたが、そのシークワサーに関しては、村としては、このブランドとしてはどういう銘柄で打っていくのか。先ほどの全国の町イチ！村イチ！の展示会では押川のシークワサーということで展示されております。これは要するにシークワサーは大宜味であるので、全国展開するには大宜味村というブランドを入れたほうがいいんじゃないかと思っておりますが、その辺もまた村長としての見解をお願いしたいと思います。そして村長の最初の言葉に産地化に向けてという言葉がありましたが、シークワサーの産地は大宜味村なんです。もともと大宜味が産地なんです。だから村長の見解はその産地をどのような方向に向けての産地化という意味なのか、もともとは産地はどこだったのかという意味合いもありますので、その辺の見解もお願いしたいと思います。これは、この前の全国の町イチ！村イチ！の資料をインターネットから取り寄せたんですが、押川のシークワサーと笑味のたれ、シークワサーの蜜を展示して、これは2日間あったんですが、これに販売実績が載っているんですが、押川のシークワサーが13個、笑味のたれが4個、シークワサーの蜜が13個しか売れていなかった。その辺のアピールもなかったのか。この辺を1点と。そしてアビーのCASシステム、こういった立派な資料も委託をされております。ちゃんと村長も現場へ行ってこういった写真も載られて、アビーの社長が大宜味村に向けて、こういう村長の雑談もちゃんと載っております。

こういうすばらしいシステムがありますので、ぜひこのC A Sシステムを利用すると、これに書いてあるとおりすると通年販売できますよね。例えば冬場に夏の青切りが使用できるとか、4月から7月までなかなか大宜味村にないみかんが、これを利用すれば甘いシークワサーも食べられると。これと押川に導入した事業、これとタイアップしてインターネット販売普及させて、このI C Tの活用事業もちゃんと利用計画には平成23年度に成功すれば各地域に広めていくと、そういう文言もちゃんと書かれておりますので、これから本当にシークワサーを産地化するためにはこういったもろもろのものをタイアップさせて、いかに活用して全国販売、展開していくかということもあります。

それと観光事業についてですが、一番聞きたかったのは3月に私が質問の中で、この誘客をどうするかという質問に、村長としては北部地域で約10%、300万人から10%、30万人を予定するというをおっしゃっていましたが、その計画について、どういうふうに計画をされて今現在実施していく、やられている中であるのか、その辺をひとつお聞きしたいと思います。あとこの観光産業については、先ほどN P O法人のおおぎみまるとツーリズムにということでありましたが、やはりそういった地域の観光誘致の組織も大変必要であります。村と共同、連携してやること自体が村の観光誘致にもつながるし、これはいいことだと思いますが、またこれを余りもたれ合いということになりますと、お互いの損得が発生してくると、要するに行政はN P Oと共同することによって行政の任務が易くなったり、あるいはまた楽になるとか、そういった気持ちになったり。またN P Oにとっては行政と共同することによって自分たちの活動に行政からお金が来る。行政が活動の場所を提供してくると、そういう気持ちになるとやっぱり将来的に活発化するにはこの甘えの気持ちが出てきたら、積極的な推進ができないんじゃないかと。共同、連携することは大変いいことですので、それをお互いが自立することであります。お互いの行政、N P Oともしっかりと基本方針を持って推進していただきたいと思っております。

あとこの3番目の職員の資質ですね、その辺も大変これは村長からも今ありましたとおり、基本的に職員になると県内の自治研修所の各種研修、県外での市町村、職員の中央研修、市町村アカデミーですね。こういった研鑽も日常的に、今までどおりあるわけですから、これも基本的なことを学ぶのは大変いいとは思いますが、これからは村長も言っているみたいに自己啓発ということがありますが、やっぱり自分のあれをやるためにはもう少し職員の能力を開発するためにもいろんな研修で、階層別のプログラムを組んではどうかと思います。これは若年者から中堅層へ入るときの研修とか、中堅からベテラン、管理職とかベテランに、その辺の研修の中で、やっぱり今自分がどういう立場に立たされているのか。またこれからどういう思いをやっていこうかという、そのほうが考える能力も養うことが大切だと思っております。村長が言った啓発、職員のボランティア活動とか地域のあれに大変積極的に推進していただいておりますが、このボランティアで地域のいろんな、今、青年会、若い役場の職員もどんどん地域で頑張っております。こういったのも大変計画、立案、実施する中においては、ものを考える想像力とか実施する段階にあってはこの組織を統轄するいろんな力が自然に生まれてくると思っております。そういったものをぜひ啓蒙して頑張らせてもらいたいと思っております。県外研修については、今、市町村アカデミーのものもあるんですが、私が提案しているのは、職場体験みたいな研修制度というのはないのか。例えば県内だったら県庁に何カ月、実際にこの職場に入ってやるとか。本当が一番いいのは、内地の企業かどこかに入ったほうが一番職員のためになると思っております。いろんな身に、肌感じて覚えていただければやる気も出て、大宜味村のためになることがあると思っております。ちなみに私が議員になって時期に役場の若い方とお話ししている中で、今の生ぬるいと言っては失礼ですけども、何か活性がないところに、総

務省とかこんなところへ行ってみるとやりたいたいという若い職員もいました。だからこういうアンケートをとってみて、こういう意気込みのある方たちを伸ばす方向にやっていけたらと思いますが、いかがですか。村長のほうでまた答弁をお願いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） シークワサー振興室長。

○ シークワサー振興室長（新城 寛） 大城佐一議員の御質問にお答えします。

ICT利活用事業、これが平成22年の事業で行われました。平成23年度において活用し、やっていきたいということで、まず青切りのほうでは約400キロから500キロ、青切りのほうでICTを利用した活用をしております。この事業につきましても、まだ1年目ということでもう少し実績を上げて、その後、いろんな活用ができるんじゃないかと。そのICTを利用した事業で今後展開できるのであれば広げていきたいと考えております。

次にCASシステムについて、報告書のほうも上がっております。平成22年3月に報告書が上がっていると思いますが、まずCASシステムについて、やはりまだ確立されていない部分と、あとかなり高額になるという話の中でももう少し検討する余地があるんじゃないかということで、検討を行いながらこのCASシステムの利用方法を考えるとしております。

それから大宜味村のブランド化という話の中で、今年本格的に稼働していますシークワサー加工場を利用しながら、今後、大宜味村というブランドでやっていきたいと押川の部分もありますけれども、押川はまた特化した形の中でいろいろ押していけたらいいかなと考えております。

それと産地化の話なんですが、確かに大宜味村シークワサーはずっと産地です。シークワサーの7割ほど出しているかと思われませんが、さらにその産地、もう少しアピールして行って、シークワサーにおいては今県内ほとんどのところでつくっているような話も聞いております。そのほかにも負けない、本家本元みたいな、やっぱり大宜味村のシークワサーはおいしいなと、そういったふうに言われるように拠点産地の認定も、平成17年に受けております。その名に負けないようにシークワサーを今後とも推し進めていきたいと考えております。

あと町イチ！村イチ！がこの間、東京有楽町のほうでありましたけれども、実績的には確かに本数は売れておりません。ただし報告を聞くといろんな人から声はかかっているということで、このフェスティバルというか、イベントは今年全国町村会のほうでやったもので、まずはチャレンジしてみようということで職員2名を送ってやってみました。実績的には今は上がっていないんですが、それをいろんなふうに活用しながら、もう少し県外でアピールできたらと考えております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（島袋幸俊） 観光についての質問にお答えしていきたいと思います。

まず誘客そのものの増について、大宜味村には芭蕉会館であるとか、あるいは塩屋のウングミであるとか、自然についてもター滝であるとか、素材はたくさんあると思います。これまで滞在型の観光がなかったということもありまして、今、NPOで進めております修学旅行の受け入れ等、そのあたりは非常に大きな効果は出てきていると思います。それもNPOの頑張りもあります。また村もそのあたりについては村の立場からの応援もしております。両方の関係がナーナーになるんじゃないかと、やはりいい形での協力はしていきたいと考えております。またこれから目指す大宜味村の観光としても体験型の観光ですね、そういうのも今、笑味の店の中心の体験であるとか、そういうのも進みつつあります。ダム湖面を利用したカヌーの体験等、その辺も村とまたNPO、村民と一緒にそのあたりのプログ

ラムづくりも一緒に進めていきたいと思えます。また東村、国頭村、大宜味村、三村も一緒になっての事業等の展開も行政の上では進めております。情報誌を通じての発信とか、そのあたりも進めていきたいと考えております。村にある素材を生かした持続可能な観光を目指して頑張っていきたいと考えております。

○ 議長（金城 勇） 総務課長。

○ 総務課長（島袋一道） 職員の資質についての質問にお答えいたします。

まず現在、先ほどもありましたが、初任者研修として新採用職員については、すべての職員を研修させております。次に第一部研修、採用後3年以上10年未満についても一通りの役場の仕事を経験した後の研修として自主的に参加をさせております。次に第二部研修ですが、これは採用後10年以上ということになっておりますが、職階的には係長になったときに研修を進めております。それについてもすべての係長についても研修派遣をしております。次に管理職研修については、課長の研修ということで、課長になられた職員についても管理職研修に派遣しております。このように職階ごとに研修を進めております。

次に民間あるいは県への職場研修の派遣については、限られた職員数ではありますが、非常に有意義な研修が期待されると思えますので、派遣ができるかこれから模索する必要もあるかと思えます。以上であります。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの大城佐一議員の御指摘や御質問を各担当課でお答えいたしましたけれども、総じて我々は村民福祉と申しますか、そういう立場に常に立ちながら該当する人々が資質向上できるように、すべての者の資質が上がるようにということで、実質、提供したものが生きていける、そういうことを常に考えながら進めているつもりであります。シークワサーのいろいろ説明ありました。今度の町イチ！村イチ！は、今回、全国町村会でも最初でありまして、これは沖縄からは1町2村が参加いたしております。我々は真っ先に手を挙げていこうということで積極的に進めてまいりましたが、成果として、物の販売成果としては確かに不十分である。それを聞きますと、これから知名度を上げていながら広げていけるんじゃないかという、ひとつの期待感を持って帰ってきておりますから、次につなげていきたいと。そしてアビーの話もありましたけれども、さっきありましたように課題がまだ残されておまして、ストレートにそれを使うということにはまだ至っていないということでございます。そういうことで農家の皆さん、あるいはシークワサー生産者の皆さんが安心してできるような方向をあらゆる角度から検討していかなきゃいけないし、それぞれの取り組みをしているということで、今後もさらに新開発も含めて進めていきたいと思っております、担当課のほうでもしっかり頑張っているということでございます。

観光につきましても、具体的にはこれからいろんな形で情報を収集しながら、担当課のほうで具体的に取り組みをして発展につなげていこうと。特にNPOとの関係については、本当にお互いに甘えるという構造ではなくて、お互いに切磋琢磨しながら全体として盛り上がっていこうという方向を持って進めております。

最後の職員のものについては、御指摘のように、まとめて資質の向上です。資質の向上をそれぞれの部署あるいはそれぞれの段階に応じて積極的に参加するようにと、それがかなり進んで参加するというような職員がふえてきていると私は思っております。その資質向上のためにいろんな角度から体験を通

す、あるいは現場から学ぶ、そういうことを全部含めて研修ととらえて、資質の向上につなげていきたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ただいまの答弁について、1つ、振興室長、シークワサーがほかよりもおいしいと言われるようにと言っているんですが、大宜味村のシークワサーが一番おいしいんです。その辺の認識を持ってアピールするようにお願いしたいと思います。

いろいろ質問してきましたが、時間も長くなってきましたが、この質問、今までの中でシークワサー、観光産業、職員ということで3つ入れたんですが、ただ入れたわけではありません。たくさん課題がある中でこの3つを入れたのは、大宜味村にもだれかこれというエキスパートの人材をつくって、シークワサーの振興、これを全国展開して販売すれば、これはおのずと人も寄ってくるわけです。こういった人材の育成、教育理念の人材をもって資源となすということであつたわけだから、この資源をたくさんつくって、どんどんアピールさせてほしいと思います。これは財政難であります、人材育成基金もあるし、それも活用してどんどんいい、やっぱり全国成功するところには必ずこういった人材の存在はあります。この3つを絡み合わせて今後の大宜味村の発展に役立てたらなと思っております。参考に大分の大山町は皆さんも御存じ、高知県の馬路村も皆さん御存じですが、あと1カ所、これはインターネットからありましたので、三重県の伊賀の里モクモク手づくりファームという、現在では50億円という売り上げをしているところがあります。これも山のへんぴなところで、当初はこっちも余り、農協の職員、この人たちが養豚業者とタイアップしてハムをつくろう、ベーコンをつくろうということで始めたんですが、当初はなかなか山の上まで人が来ないと、いろんな試行錯誤をしてやっと最初の手づくり体験、ウイナーづくりを始めて、全国で最初だそうです。ウイナーの手づくり体験牧場というところは。それぐらい今では日本でも3つに出るようなすごいあれができていてということで、人のいなかったところが今は年間60万人来て、県外合わせて10店舗にも拡大しているということで、50億円という大変活気ににぎわっているところがあるということ、その辺をまた、馬路村にしろ、あれも農協職員、大山にしても組合長をして、町長もした、やっぱりこういった情熱のある人材があるからこういった発展もすると思いますので、ぜひこれから3期目、あと3年近くですが、生ぬるいぬるま湯から脱却して、ぜひ熱い大宜味村にしてあげるよう今後の期待と活躍を願って私の質問を終わりたいと思います。最後、一言あれば村長お願いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの大城佐一議員の御指摘と申しますか、要望というか、叱咤激励と申しますか、大変熱い思いを受けまして、我々としても常にそういう方向を持っていて進めていきたいし、またその方向の情熱を持ち続けていきたいということで、今のエキスパートの話もございましたが、専門分野というようなもので自信を持ってそれに突っ込んでいけると、そういうことも含めて研修の内容あるいは資質の向上に努めてまいりたいと思います。御指摘ありがとうございました。

○ 議長（金城 勇） 以上で大城佐一議員の質問を終わります。

○ 議長（金城 勇） 休憩します。

（午前10時58分）

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時06分）

◇ 新 城 一 智 議 員

○ 議長（金城 勇） 次に福祉村構想について、新城一智議員。

2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） では福祉村構想について一般質問をさせていただきます。

去る同年の3月定例会においても平良嗣男議員からも類似の質問がありました。経緯、歴史上の背景も含めて、るる説明が当時ありましたので、私からは今後の取り組みについて伺っていきたく思います。その村有地、津波1971-35周辺の村有地約6万坪についてお伺いします。同村有地の中には、現在、一心福祉会が開設したえすの里、やんばるの家において、用地の賃貸契約を締結して有効に活用されております。また近く、一心福祉会は一心療護園が地盤沈下、また防災上の観点から同村有地に移設をしたいということで準備を進めていることは御承知のことと思います。現状、同村有地においては、平地の確保が必要になってくると思いますが、村長は3月定例会の一般質問においても福祉村構想に前向きな答弁をしています。そこで次の点についてお伺いいたします。

福祉村構想の実現に向けて、同村有地の平地、山がありますので、山を削って平地にしないといけない、造成工事が必要となってくると思いますが、村当局としてどのようなお考えを持っているのかお伺いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの新城一智議員の福祉村構想についての御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のように、平成23年3月定例会で平良嗣男議員から御丁寧に質問がございまして、そのときにお答えしましたように、この6万坪もあるという用地については、福祉施設として引き続き利用をさせたいというふうに、福祉施設としての利用を考えております。その3月定例会の御質問の後、一心福祉会の事業計画の一心療護園移設計画、それから多目的広場、それに菜園等、用地整備等の計画の説明を受けておりました、とりわけその中で一心療護園の移転用地につきましては敷地造成計画、施設配置平面計画等の協議を進めているところでございます。そういう中で一心福祉会は、沖縄県との調整も進めておりました、一心療護園施設整備に係る補助事業等の調整が今行われているところでございます。国、県等の事業実施時期がまだ明確に示されていないということでございまして、県としては事業を早期実施するためには施設用地確保を早急に進めてもらいたいという意向があるということでございます。その多目的広場は地域住民とのコミュニケーションの場、それから災害時における緊急避難場所としての活用もその想定をしております。一心福祉会におかれましては、一心療護園、えすの里、やんばるの家、小規模多機能ホームいっしん等、年々施設が充実し、村民福祉の向上も多大に貢献しているところでございます。施設の充実に伴い、現在140名余りの雇用効果があり、今後もこの雇用の面では増加が見込まれているところでございまして、したがって村といたしましては、一心療護園の敷地、多目的広場等敷地の造成を行って、同用地を活用させたいと考えております。

○ 議長（金城 勇） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 福祉会においてもいろんな計画がなされて、着々と準備がなされているのは了

解いたしましたが、用地の整備については村が行うということによろしいわけですか。この1点と、これは何らかの用地整備にはそういう補助事業があるのか、それとも短期でやっていくのか、その辺も含めてこの2点についてお伺いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの一智議員の御指摘、御質問ですが、用地の整地と申しますか、造成は私たち村でやって、使えるような状態と申しますか、使えるような平地にして使っていただくかなと。これは大宜味村の福祉の向上に大きな役割を果たしている一心福祉会の活動でございまして、我々はそういうふうになんか今考えています。予算措置については、課長説明をお願いします。

○ 議長（金城 勇） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（大城 武） 先ほどの質問にお答えします。

特に造成に対する補助事業というのはありませんが、今現在、一括交付金とかの利用ができないかどうかを調整中のところです。以上です。

○ 議長（金城 勇） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） やっぱり造成は村でやって、福祉会と賃貸契約を結ぶということなんですけれども、今、予算の件で一括交付金を活用してやりたいということなんですけれども、この一括交付金自体、1,500億円とか新聞報道では言われていますけれども、本当にこの交付金が活用できるのかどうかということも多分定かではないと思います。もちろん村の独自の考え方、プランも、ビジョンも含めてやっぱり強力にアピールする必要があると思いますけれども、これは福祉はこれからは大事になるという村長の答弁にもありましたように、単費を入れてでも、この6万坪には沢も点在しますので、実際平地として山を削ってつくったときはどれぐらいの面積が確保できるのかとか、沢を埋めた場合はどれぐらいの工事費があつて、どれぐらいの面積になるとか、その調査もぜひ予算化してやっていただきたいと思います。その造成工事についても、例えば土が余る造成工事であれば、逆に土を利用して埋め立てにも土がこれから必要になってきますし、農業の振興からいっても土が必要な畑も出てくるでしょうし、この辺の切り盛り、どれぐらいの平地をつくらせてあげるかという、村の積極的な取り組みも必要になってくると思います。その辺も含めて、これから団塊の世代と言われていた世代があと10年、20年したら老人福祉にお世話になる方々も増加してくるというのはもう予想ついていると思います。今、老人福祉施設だけじゃなくて、児童福祉、村内には今、喜如嘉保育所、塩屋保育所がありますけれども、団地ができたり、定住ができたり、保育のニーズが高まってくると、本当に村で施設をふやして村営の保育所ができるかといったら、そこはまた難しいところもあると思いますけれども、社会福祉協議会もそうなんですけれども、一心福祉会においてもそういう児童福祉施設、保育所の運営等も可能な法人だと思いますので、その辺の、後々のいろんな施設、一心療護園、コミュニティーエリア、3園なんかとは別に一心福祉会だけではなくて、そういう福祉事業者を誘致するにしてもこういう平地の確保はぜひ必要になってくると思いますので、この6万坪における土地の利用計画というか、平地の確保の調査、測量など、積極的に取り組んでほしいと思いますけれども、その点について村長にお伺いして質問を終わります。

○ 議長（金城 勇） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（大城 武） 先ほどの質問にお答えします。

現在、一心福祉会のほうで土地の測量ということで現場調査を行っています。それで建物、沢がある

ものですから、この沢の水はけ、排水をうまく考えないと造成ができないもので、これをうまくあいに区切ったところで約2ヘクタールの面積が確保できます。ただ沢が深いものですから、この2ヘクタールそのものが建物を建てられるという面積でもなく、約3分の2ほどの面積が建物に建てられるような造成が可能だと思います。今現在、概略での面積算定なものですから、実際に実施設計していくとさらに面積の増減は出てくると思いますが、とりあえず今現状ではこういった状況です。以上です。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） 実態の調査を、絵を描くといいますが、そういうところまで考えなきゃいけないだろうなと思いますが、これから先ほどあった具体的な数値も出てはきていますけれども、土地利用という面では一心福社会のものと、プラス何かということですが、それは今後の検討課題ということになる。場所もどうするかということを含めて検討しなければいけないことだろうなと思っておりまして、一心療護園の移設については非常に急を要するんじゃないかという思いもございまして、さっきそういう平地の整地については積極的に進めていきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 今、答弁漏れたところ、もう一度答弁をお願いします。

住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（大城 武） 全体が約6万平米ですから、今、この面積すべては概略という形で一心福社会のほうで調査しているんですが、この中でも建物ができる面積と、それと畑とか、農園とかに使える面積と区分して現在調査している状況です。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） 補足いたします。

今の6万坪というのは、福祉に関係する面積を利用させたいという、そのことで国有地、国から買い戻していますので、そういう目的を持った土地であるという認識をしております。したがってそれをどうこれから区分け、あるいは利用計画をしていくのかということはこれからしっかり検討しないとイケない、計画に入っていくだろうと思っております。これは一心福社会の持っている2施設があって、一心療護園が入って3施設、非常に利便性が出てくるということで、どうしても1カ所じゃないといけないんじゃないかということで私は考えておりますが、これからの交渉ということになります。土地全体の6万坪についての利用計画というのはしっかりやらないといけないと思っております。

○ 議長（金城 勇） これで福祉村構想についての質問を終わります。

次に杣山地域（ゴルフ場開発跡地）への企業誘致について、新城一智議員。

2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） では続きまして、杣山地域（ゴルフ場開発跡地）への企業誘致について質問させていただきます。

大宜味村企業立地促進条例が施行され、企業の誘致活動が期待されます。そこで本条例の第3条の指定地域にも杣山地域ゴルフ場開発跡地、このエリアも指定されています。現在、この地域への企業誘致について村当局は何らかの行動を起こしているのか。また参入を検討している企業などは現在あるのかどうかお伺いします。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの新城一智議員の杣山（ゴルフ場開発跡地）への企業誘致についての

御質問にお答えいたします。

6月10日、皆さんの御協力を得まして条例が施行され、結の浜とともに杣山地区ゴルフ場開発跡地が地区指定されました。杣山地区につきましては、以前にプロポーザルでの募集を行ってきた経緯を考慮し、条例施行後の企業誘致行動は1地区に限らず、両地区での行動になっております。まず7月に条例の趣旨説明と企業立地についての協力をお願いを総合事務局、沖縄県及び経済産業省サポート機関の工場立地相談窓口に行っております。8月には総合事務局と観光コンベンションビューローへお願いに行ってきました。9月には沖縄県東京事務所へのお願ひも行っております。産業イノベーション地域指定の追加の検討について、村長、私が直接内閣府へ出向いてお願いをしてきました。また沖縄北部地域産業活性化協議会への参加について総合事務局へお願いをしてまいりました。その情報発信から新聞への記事掲載をお願いして実施しております。これまでの協力願ひの結果、多くの企業から打診がありました。その大半が結の浜への企業立地であります。杣山地区ゴルフ場開発跡地というものへは太陽光発電の企業と風力発電の企業から話が来ておりましたが、具体的には展開にはまだ至っておりません。また杣山地区がゴルフ場開発跡地という観点から、ゴルフ場での企業立地がどうかできないものかと、本土大手や県内大手へのアプローチを視野に入れて、企業訪問を考えていましたが、実現は今のところできていません。今後の課題です。結の浜への企業誘致については、目に見える形で成果が出ており、現在進めております沖縄北部地域特別振興事業へと展開をしているということでございます。

○ 議長（金城 勇） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） この地域は太陽光あるいは風力などと企業の参入の模索があったようですが、現在、村長からも答弁があったようにゴルフ場が何とかできないかということでいろんな企業回りなどをやりたいが、まだやられていないと、できていないという話であります。この用地はやっぱり過去の経緯もあるように、ゴルフ場を誘致するというで議会の同意を得て賃貸契約を結んでやった経緯もあります。やっぱり雇用とか人材育成も含めて、その周辺の環境も含めて考えると、大きな構造物などよりは私もゴルフ場のほうがまだ、まだというか、ベストだろうと個人的には思っています。ゴルフ場は一昔前までは農薬とか悪だとか言われていたわけですがけれども、実際はいろんな野鳥の観察など、木々にとまる昆虫の観察など、いろんなことにも、周辺で言えば嵐山とかあるんですけども、その辺も木に囲まれたところで、結構そういう監察もできるようなところもあります。そういう意味でも本当にそのゴルフ場を誘致するのであれば、そういう協議会、役場だけじゃなくて村出身者あるいは有識者などを巻き込んだそういう形、協議会づくり、何といたしましうか、誘致活動、ゴルフ場を誘致する活動の団体みたいなものを組織してやる必要もあると思います。いろんな仕事も抱えながらそういうこともやるのも大変だと思いますので、そういう意味では村民との競合、これにはゴルフ場…、個人的には賛成なんですけれども、また違う形で準備して使ったほうがいいという人たちもいますので、そういう議論を展開するためにも村が今設置している協議会などをうまく活用しながらいい方向に持って行って、将来的には雇用も含めて大宜味村独自の大保ダム、癒しの里、この周辺とのバランスなどを考えながら整備する必要があると思いますので、その辺村長、再度聞きますけれども、今、村としては杣山地区はゴルフ場を誘致するのがベストだというお考えでよろしいでしょうか。その辺だけ確認します。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの新城一智議員の御質問のことでございますが、ゴルフ場としてかなり進んでいて、途中、中断という形になっていてということで、そのものが使えるよということであれ

ば、利便性もベストといかなくても、ベターではないかという考えもひとつ成り立ちます。ただこの利用については先ほど御指摘にありましたようないろいろな御意見もございますことから協議会とか、村の持っている会を、組織を活用して皆さんの御意見を集約していくということになっていくんじゃないかと。今、ベストかということについては利用の内容、中身によってそれぞれ変わっていくだろうと思いますけれども、これはゴルフ場という声もあるよということがあって事例を出しておりますけれども、そこに限定してこそありきということではなくて、その利用をどうするかと。議員御指摘のように協議会で話し合ったらということでございますから、そののところが大事にしていきたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） やっぱりずっと更地になって、産業振興課の用地管理も、トン石を置いても入って行って荒らされるし、いろんな事故等の懸念もあります。せっかく戻ってきたわけですから、早目の解決をするように村長には強いリーダーシップで協議会などを動かして、きちっとした形で利用できるような態勢づくりをぜひ早急に力強く進めていただきたいと思います。一言あれば伺って終わります。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） 御指摘のように広大な用地でありますから、これはせっかくというか、そういう利用でまた返ってきたということですから、さらにこれは慎重に、有効に活用できるようなことをみんなで考えて話をしていかなければいけないだろうということで、今、プロポーザルでやったりしているんですけども、それをそのまま続けるかどうかということも含めて、中の利用については検討していかなければいけない。何らかの形で利用促進をしていきたいと考えております。

○ 議長（金城 勇） これで杣山地域（ゴルフ場開発跡地）への企業誘致についての質問を終わります。

次に県立高校の編成整備計画について、新城一智議員。

2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 県立高校の編成整備計画についてお伺いいたします。

県教育庁が県立高校編成整備計画において、本村に設置されている辺土名高校が名護高校の分校として編成していくという方針が示されました。このことについての所見をお伺いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

（友寄景善教育長 登壇）

○ 教育長（友寄景善） 新城一智議員の御質問にお答えします。

辺土名高校は、大宜味村、国頭村及び東村に存在する唯一の高校として、三村とともに歩み、今年で創立66年目を迎え、来る1月5日には67年目を迎えます。特に村内に立地することから大宜味村と深くかかわり、身近な高校として親しんできました。今日まで辺土名高校は学問、スポーツ、文化活動等において数々の実績を残してきた伝統ある学校です。その輝かしい実績の数々は論を待ちません。産学官等、あらゆる分野に多くの人材を輩出し、地域社会の発展に大きく貢献してきたことは皆が認めるところであります。一時期においては本村中学生の多くが辺土名高校へ入学し、勉学、スポーツに励み、活気あふれる高校でありました。しかし近年、過疎化、少子化の影響、さらに学区制等の変更により入学者は年々減少を続け、学校の規模は次第に小さくなってまいりました。近年は、大幅な定員割れを来し、平成23年度の定員確保率は59%となっている状況です。それでも地域の特色ある学校として環境科、放

送部、ボート部、ウエイトリフティング部等の活躍は小規模校でもやればできると、地域に自信と誇りをもたらす大いに勇気づけるものでした。県の計画案による入学者数の減少に起因する名護高校の分校化については、これまで積み上げてきた数々の実績が評価されないばかりか、学校の活気を奪い、入学希望者がますます減ることが容易に推測され、学校の衰退を早めるものであります。これまでの輝かしい実績と地域に根ざしてきた伝統ある学校として、これからも果たすべき役割と地域からの期待は大きなものがあります。今後とも立地条件を生かし特色ある学校づくりに努め、三村唯一の高校としてこれまで同様独立校として存続、発展させなければならない学校であると考えます。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの辺土名高校の歴史的といいますか、経緯あるいは現状について、教育長から答弁があったようなことでございます。これは共通認識として持っております。ただいまの新城一智議員の質問の村長という立場でお答えいたしますが、辺土名高校は、先ほどありましたように、我々、国頭三村の地域の高校として66年の歴史を持っておりますし、沖縄県屈指の優秀な人材を輩出した学校として伝統も誇っております。地域づくりに供する高校、地域が必要とする高校であると認識しております。しかし近年、先ほどありましたように環境科の活躍、それから放送部、ボート部、ウエイトリフティング等、部活の活躍も非常に目立っております。そういう実績を持っているということをお先ほど教育長の答弁でもございました。また学校周辺の豊かな自然等の魅力を生かして、特色ある学校づくりに頑張っております。これは環境科というものの中にしっかりとあらわれていると思っております。大宜味村では独立高校の存続に向けて地域を盛り上げ、取り組んでいかなければいけないと思っておりますし、過疎対策としても地元の高校生として地域活動に参加する生徒の確保や保護者の経済的な負担の軽減のためにも辺土名高校は独立高校として存続させるよう強く要請していきたいと考えております。今後は、教育委員会は関係団体等と連携を密にしながら、その存続に向けてしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 村長も教育長もやっぱり独立校として残したいという思いを強く語っていただきましたけれども、この中にもほとんどが辺土名高校出身で、教育長からもありましたように66期生を輩出して、来年は67期生、もう1万人を超える卒業生を世の中に送っている歴史のある学校です。ただ、今、大宜味村独自の村長、教育長の考え方を含めて思いを述べていただきましたけれども、やっぱり国頭村、東村を含めた三村で協力的に取り組まないと、独立校としての存続がどうかということもあります。去る三村の議員研修会、懇親会においても、村長はそういう辺土名高校に対する思いも強く言っていました。そこでこれは答弁が難しいかもしれませんが、この分校化を避けることが可能なのか、取り組みによっては可能だと思いますけれども、その取り組みも中途半端な取り組みではいけないと思います。可能と考えるかどうか、それを教育長と村長にお聞きして、これからの三村一体となった辺土名高校存続に向けての取り組みをどう行っていくのか。これは行政の長として、また三村の長との連携もありますし、教育長としては各教育委員を含めた取り組みもあるでしょうし、双方の考え方をお聞きしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） ただいまの質問にお答えします。

分校化を避けることは可能なのかということなのですが、県の説明で辺土名高校は分校化にするという説明がありました。私としては分校化のイメージが浮かばない、どのような形での分校なのかということで、そこら辺の説明が十分でないということで、三村教育長連名で県のほうへ地元で説明会をしていただけないかと要請してまいりました。その結果、あした辺土名高校で県の担当者が来て分校化についての詳しい説明、事前に分校化とはどういうものかということの質問状をお送りしております。それについての回答もあしたありますので、それを踏まえて分校は可能なのかということがわかるとか、分校化を避けることができるかどうかの判断ができるかと思えますし、三村の教育長、過去2回集まりまして協議して、辺土名高校を独立校として残すにはどのような条件があるか、どれをクリアすれば独立校として残せるか等々についても質問しておりますので、あしたの説明会を踏まえて今後の対応を検討していきたいと思えます。

次に存続に向けての取り組みについてなのですが、今の段階では三村の教育長レベルで意見交換を行い、足並みをそろえて対応していこうということはやっておりますけれども、教育行政というのは国、県、村、お互い連携して、密接に役割分担を図って協力して教育行政は進めなければいけないということがありますので、教育委員会の立場として、県の計画に対して微妙な立場にありますけれども、今後引き続き村民、三村の意向を反映させるような展開、運動について側面的に協力できるかと思えます。教育委員会が先頭に立って集会とかをやることは立場上、現段階では適切ではないかなと、そういうふうに認識しております。以上でございます。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの一智議員の御質問でございますが、先ほど教育長から詳しい説明がございました。気持ちは一つです。だから避けることができるかどうかの判断は、御指摘のように判断は難しいだろうということでございますが、しかし、私としては独立校をそのまま存続させたいんだという意思で取り組みをしたい。分校化した場合のプラスマイナスというようなものは、プラスというのはないかもしれないが、マイナス的な部分というのは今のところまだ具体的な調査はしていません。それはこの分校化を避けて現在の独立校化をそのまま維持していきたいという思いがあってのことでございます。それで独立校か、今、県の指定しているのは、何か志願者が少ないということでもありますから、さっき申し上げましたような過疎対策の一つの大きな要因になっていきます。高校がなくなるとますます過疎が進むんじゃないかと。そういうことを含めて、その対策も含めた高校の存続ということ、それはその該当年齢が減っている、少なくなっているということは確かですから、外へ行くものをどう食いとめることができるかということでもしっかりやらないといけない。今、高校は前みたいな区域、学区域というのが取っ払われていますから、どこへも行ける状態になっているだけにそういう条件クリアというのは非常に厳しくなってはきます。ただ私としては、今後の取り組みは教育長との相談もしながら三村の村長や担当者、行政も含めた担当者でまずこれから協議しようじゃないかということはずっと提起しております。そういうことを通して、PTAも含めながら、地域父兄の皆さん方の意見の集約をどこでできるか、そういうことを考えながらそういう組織的なことも含めて今後取り組んでいきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） ぜひ、本当にこれは、地域から高校がなくなる、または行きたいんだけど、分校化になってどうしても普通科へ行きたいんだけど、名護にしかない、名護に行かないと行けな

いとか、いろんな弊害も後々出てくるだろうと思います。東については路線バスの問題、通学の問題、また、今環境科は全国から学生をとっているんですけども、寮、土日はホストファミリーに預けて閉寮になるとかですね、その寮の問題とか、数々、学習環境も含めて、通学の問題もありますので、その辺の課題も行政としても三村協力して、足並みそろえていろんな環境整備についても協力できるところはやっていかないと、30年で1回、中間で見直すということですので、その辺も含めて強力にこれから、これも時間も余りないですし、取り組まないといけないと思いますけれども、最後に村長にそういう思いがありましたけれども、三村を引っ張っていく決意を伺ってこの問題は本当に全県的に編成あるいは統廃合については議論されていますし、その辺も含めて村長の最後意見を伺って終わります。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） 新城一智議員の再度の御質問にお答えいたします。

先ほど来、状況といたしますか、辺土名高校は学校として、今現在相当努力をして実績を上げて魅力ある学校になっています。でも先ほどありますように応募が減っているということですから、そこは今、学区域が取っ払われたということと、学校の魅力と非常に共通した部分、どこかの1点に共用する部分があるんじゃないかと思えますし、旧辺土名地区と言われたところが拠点になって運動展開しないといけないだろうと。国頭村、東村の両村長にはそういうことでみんなで取り組みしましょうという呼びかけはしてありますし、いつ集まろうかというようなことが、今時間待ちということでございます。教育委員会あるいはPTA、その他の皆さん方とも連携しながら、実質的に大宜味村にあるので大宜味村がリードしていかんといかんじゃないかなという思いは持っています。

○ 議長（金城 勇） 以上で新城一智議員の質問を終わります。

◇ 平 良 英 勝 議 員

○ 議長（金城 勇） 次に県立高校の統廃合について、平良英勝議員。

3番 平良英勝議員。

○ 3番（平良英勝） ただいま新城一智議員の一般質問にもありました、県立高校の統廃合についてですが、重複するところもあるとは思われますが、もう一度確認のつもりで私、一般質問をさせていただきます。

県立高校の統廃合について。県教育庁は、平成24年から平成27年の期間に県立高校の統廃合の計画がありますが、本村に所在の辺土名高校を名護高校分校としての計画が進められている状況であります、所在地の教育長、村長に今後のお考えをお伺いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

（友寄景善教育長 登壇）

○ 教育長（友寄景善） 平良英勝議員の御質問にお答えいたします。

先ほどの質問とほぼ内容が同じでしたので、まとめて簡潔に答弁させていただきます。辺土名高校がこれまで積み上げてきました実績と、今後とも地域に根ざした特色ある高校とし、地域からの期待は大きなものがあります。分校化は学校の活気を奪い衰退を早めるものであり、地域の期待と要求を満たせません。三村唯一の学校としてその役割を十分発揮していただきたく、独立校として存続、発展させていくべき高校であると考えます。

○ 議長（金城 勇） 村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) それでは県立高校統廃合について、平良英勝議員の御質問にお答えいたします。

先ほどの新城一智議員の御質問と似たようなことで、先ほど各説明が、教育委員会としての説明がなされて、私としても意見を申し上げたところでございますが、お互いの辺土名高校は、先ほどもありました地域に根ざした地域づくりに供する高校、地域が必要とする高校であると私は認識しております。それだけに地域からの期待が非常に大きい高校であります。自然豊かな環境を生かした特色ある学校づくりにしっかり取り組んでいるところであります。また魅力ある学校づくりに学校の職員、先生方や生徒が一体となって一生懸命頑張って全国的な栄冠も勝ち取っております。そのことはよく御承知のところでございます。大宜味村は辺土名高校独立校の存続を強く望んでおります。そのことは先ほどの新城一智議員の御質問にも答えた内容でございます。教育委員会を初め、多くの関係団体と連携し辺土名高校の独立校存続に向けてしっかりと盛り上げていけるようにしたいと思っております。

○ 議長(金城 勇) 3番 平良英勝議員。

○ 3番(平良英勝) 教育長からの新城一智議員に答弁がありました、あす県から職員が見えて、辺土名高校で意見交換会があるというお話であります。例えば分校になった場合、生徒の部活なんです。分校として県大会とか参加できるのかどうか。こういったものもいろいろと、あした意見交換があるということでもありますので、こういった分校としての参加はできるのかどうか、部活ですね。県大会に参加できるのかどうか、名護高校、本校まで行って行うのか。となれば、生徒の移動時間とかこういったものがいろいろ懸念されますよね。こういったものもぜひあしたの意見交換会で確認できたらと思います。最近、辺土名高校は教育長の答弁にもありましたとおり、部活、ボート部、文化部では放送部が非常にめざましい、全国大会一というめざましい成績もおさめています。また最近ではウエイトリフティングも全国の上位にランクされる生徒も出ています。こういった部活は生徒としては非常に大事なことなんです。これを目的で辺土名高校に入学した生徒もいます。例を言いますと、久辺中学からウエイトリフティング部に在籍している子がいるんですが、今、全国でもランク3位ぐらいに入っている子がいるんですが、この子も親は名護高校の相撲部に入りたいと強く思っていたみたいですが、名桜大学の吉元監督が素質があるからということで強引に引っ張ってさせている子がいる。こういった状況ですね、非常に辺土名高校は今後また私たちも去る3日にOB会として名桜大学の生徒、辺土名高校の生徒、みんな一緒に意見交換会をしているいろいろやった状況なんです。こういった状況の中で非常に少人数でできる競技もあります。野球とかになれば9人以上いないとできない部活もありますよね。ウエイトリフティングでしたら個人種目にも参加できます。こういった環境の中です。辺土名高校も存続と村長、教育長、三村の関係者力合わせて今後辺土名高校を残したいんだという気持ちで、強く県のほうへ要望してもらいたいと思っております。

○ 議長(金城 勇) 教育長。

○ 教育長(友寄景善) ただいまの御質問の分校化になった場合の生徒の部活動はどうなるかという点でございます。この点については私も非常に心配しております。現在、辺土名高校はスポーツ活躍して、これはどうなるのか大変心配しております。その件についても事前に県のほうへ質問状を送って、あした回答をいただくことになっております。県のほうへ送っている部活動についての質問事項ですが、参考までに読み上げたいと思います。高体連や高野連、高文連等の大会へは独立チームとして参加可能か、1点目ですね。2点目、場合によっては本校のチーム、名護高と合同で参加することも可能なのか。

部活動を行うとき、本校と分校の移動手段はどうかということについても県のほうへ事前に質問状を送っておりますので、あした回答をいただけるものだと思っています。その回答を見て、今後の対応を考えていきたいと思います。以上です。

○ 議長（金城 勇） 3番 平良英勝議員。

○ 3番（平良英勝） 村長にお伺いしますが、ぜひ三村何かの形で、きょうの新報の記事を見ましたら北谷高校、久米島高校等、統廃合の件についていろいろ大きな記事で載っておりましたが、ぜひ辺土名高校も三村の首長を中心にぜひ何かの形で三村民決起大会とか、こういったものを計画なされて、地域を挙げて辺土名高校存続に持っていききたいという意気込みを村長にお伺いして、質問を終わりたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの平良英勝議員の御質問にお答えします。

先ほどの一智議員の一般質問でもお答えしましたけれども、私としては存続の方向、独立校でそのまま残すと、存続させるという方向性を持って取り組みをしたい。そのことはさっき申し上げましたように、国頭村、東村の村長に申し出てありまして、あした説明会があるということで文書が来ていましたので、それを受けた形で地域で何ができるか、それは学校とPTAも含めて連携できないかどうかということも含めて三村の行政機関には呼びかけをしていきたいし、今、呼びかけているところであります。

○ 議長（金城 勇） 以上で平良英勝議員の質問を終わります。

◇ 前 田 孝 議員

○ 議長（金城 勇） 次に第4次行政改革大綱に伴う実施計画の策定状況について、前田 孝議員。
6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 第4次行政改革大綱に伴う実施計画の策定状況について質問をいたします。

行政改革と申し上げましたらいつも総論賛成、各論反対ということがついて回るわけなんですけれども、本村のこの大綱の実施期間は本年度から平成26年度までの4カ年間という計画になっておりますが、それに伴う実施計画は策定されておられるのでしょうか。もし未策定であれば現在の進捗状況と策定の時期についてお伺いをいたします。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの前田 孝議員の御質問にお答えをいたします。

御指摘にありました期間と、それから取り組み状況ということでございますけれども、現在、第4次大宜味村行政改革大綱実施計画は今のところ策定されておられません。ところが進捗状況と今年度中についての策定について、取り組みしていきたいということでお答えをいたします。平成23年3月に策定されました第4次行政改革大綱の行政改革推進のための主要事項9項目ございますが、について実施計画を作成してまいります。平成22年3月策定の新沖縄県行財政改革プランを参考にして、現在作成している実施計画素案をたたき台として大宜味村行政改革内部検討委員会において主要事項の9つの各項目について実施内容、効果、取り組み事項、年度ごとの取り込み内容、財政的な効果額について議論をし、内部検討委員会で実施計画案をまとめ、大宜味村行政改革推進本部へ実施計画書を提出し、推進本部で決定、

策定となります。今年度は世界のウチナーンチュ大会や南米移住者子弟研修事業等の国際交流の事業とのスケジュールの調整が重なったといえますか、調整もあり、進捗におくれが出ました。その辺は大変申しわけないと思っておりますが、実施計画の策定に向けた残された今年度の期間、しっかりと鋭意努力してまとめていきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 実施計画が策定されていないということなんですが、大変残念なんです。この大綱の実施期間はもう本年度始まっているんです。それから平成26年までの4カ年間だと。本年度中で実施計画を策定するということになりますと、実質的には3年間しかない、そういうことになると思うんです。ついでに申し上げますけれども、3次の場合は平成17年度から平成21年度の5カ年間ということでございました。4次は平成23年度から平成26年度となると、平成22年度はないんですよね、漏れているんですよね、この計画書は。それは執行部の皆さん御存じだと思います。2次から3次にわたる、2次の平成12年度から15年度までの4年間の中で、3次にわたる平成16年度も漏れておったんです。そういうことからしますと、本当にやる気があるかと思うんですが、確かに大綱はいいことを書いてあります。この大綱を生かしてやるためにはやっぱり実施計画というのはきちんとやらなきゃならないと。3次の場合には実施年度まできちんとその効果額まであらわれている項目もありますね。そういうことが言われているように情報公開等、いろいろ書かれておりますけれども、透明性を確保して村民への説明責任を果たしていくという、(5)にもあるんですけども、そういう面からすると早目にこれは策定して実施をしないといかんだろうと思います。この手法についてちょっとお伺いしたいんです。

大綱をつくって、その後から実施計画、大綱からおろしていくと。しかし各課から積み上げた積み上げ方式でやって実施計画等の素案をつくってそれから大綱をつくっていくのかという両方の方法があるかと思うんですが、久米島町あたりはこの大綱と実施計画を同時諮問して、同時に答申を受けているんです。この諮問のあり方、どういう諮問をしたかということなんです。皆さんこういうふうには原案をつくって、これが委員会では一部手直し添削された答申であるのか、原案のとおり答申であるのか、その辺は知るところないんですよね、私ら。そういう面から見積もっていってもらわないと困ると思うんですが、その諮問の仕方、その手法についてお伺いすると、平成22年度が漏れたのはどういうことかということなんです、それは村長は平成22年度の所信表明でうたわれているんです。平成22年度の村広報紙を見ますと、大綱と実施計画を策定するという所信表明をなされているんです、この場でも。ですからその漏れのもの手法についてお伺いをいたします。

○ 議長（金城 勇） 総務課長。

○ 総務課長（島袋一道） ただいまの質問にお答えいたします。

第4次行政改革大綱に伴う実施計画の策定ということですが、具体的には平成23年3月に大宜味村行政改革推進本部においては、第4次行政改革大綱と同時に案として持っておりました実施計画は、一応は提示しております。その中で3月に提示ということがございまして、大綱については議論をし、3月に決定ということでございましたが、この実施計画の案についての検討の時間が持てなかったものから、今、実施計画が策定されていないという状況でございます。それで先ほどもありましたが、沖縄県の行財政改革プランを参考にした実施計画を具体的に実施内容の効果、取り組み状況、そして年次ごとの目標等を織り込んだ様式があります。そして主要事項として9つですが、そういったことについても基本的なものは案として3月に提示はしたんですけども、平成23年3月には議論ができなかったと

いうことで現在に至っております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 時間的な問題もあるということなんですけれども、まずは取り急ぎやっていただきたいと思います。

それで行政改革のための主要事項の中の（1）事務事業と組織の見直し、定員管理の適正化というところに、従来は各種委員等の人員などの削減等もうたわれていたんですけれども、今回のものには職員定数的なものしか見受けられないわけです。そしてまた3次行革での実績として議会定数、議員定数の削減、農業委員会委員の削減ということは実践として冒頭にも書かれているんですが、そのほかに教育委員などはその実施計画あたりで上がってくるのかどうか。これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第3条においては、3人にまではいけると思うんですが、その点も実施計画に上がってくるのかどうか。

そして（2）の給与及び諸手当の適正化ということについては、行政委員会と委員に対する報酬などは、活動状況などを見てやると、大体これは月額報酬から日額報酬に転換していきたくらうと、どういう委員会だろうというのは大体予測はつくんです。それはそれとして非常にいいんじゃないかと思います。そして今、三役、議員、そして課長、係長もしくは係長相当職というのは、期末手当については、特別加算が10%または5%ということで現在も行われていると思うんです。これは平成2年に役職段階別加算措置ということで、ちょうどそのころはバブル絶頂期でありまして、民間と官のそれを調整しようということで、その加算措置が特例措置として制定されたんです。そして沖縄県下では、平成3年4月から施行されて、大宜味村においても平成3年3月15日にその関係条例が可決されております。そして4月1日から施行ということで、かれこれ20年間施行されているんですが、これは特例措置であるということで、私新聞記事持っております、これは沖縄タイムスのものですが、平成17年6月28日から29日、30日、7月1日までお手盛りですかとか、いろいろあるんです。その給与問題については触れたくないというのが当たり前かもしれませんが、私はあえて行革の問題として取り上げているんですが、そういうものも今度の実施計画あたりではどう浮かび上がってくるかです。しかしその財政計画との絡みで皆さんはどうその辺をお考えになっているのかお聞かせいただきたいと思っております。

そして実施計画を早急に策定して、その大綱をきちんと進めていくためには全庁体制の取り組みということが、それで書かれておりますので、ぜひ各課、横の連携をして、そういったものを実施計画に取り上げてやるものは、全課横の連携をとりながら早急にやっていただきたいと思っております。先ほど申し上げましたそういう点、実施計画あたりで今検討しているかもしれないですけども、どうやっていくのか、これから検討しないといかんだらうと思います。財政事情によっては各市町村まちまちで廃止しているところもございます。もしそうであったらこの新聞記事も後で提供いたしますので、ひとつ先ほど申し上げました点について何かお感の点があればお答えをいただいて、質問を終わりたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 総務課長。

○ 総務課長（島袋一道） いろいろと細かいところまでの御指摘どうもありがとうございました。この実施計画をまとめるためには、先ほどもありましたとおり、行政改革内部検討委員会というのをあげます。それは係長を中心とした会でございます、そこで現在、各課で課題になっている点とか、あるいは行革で実施すべきものについてのもろもろのものを出していただいて、議論していきたいと思っております。

おります。農業委員の定数とかあったんですが、教育委員についての件も含めて、教育課からの意見もあるんですけども、まとめる素案としてそういったものも盛り込んでいきたいと思っております。

そして加算措置の件ですけれども、現在、人事院勧告に基づいた形での給与の改正と申しますか、給与の取り組みでございまして、具体的に村独自の加算措置をなくするということはまだ検討はされておられません。そして全体的なことですが、全課、全庁挙げて取り組んでいきたいと思っております。それは行政改革内部検討委員会においては係長でやっていくんですけれども、最終的には課長等で組織するところでの審議を経て、最終的に実施計画としてまとめていきたいと思っておりますので、全庁的な取り組みで早目の実施計画を策定してまいりたいと思っております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 以上で前田 孝議員の質問を終わります。

◇ 平 良 嗣 男 議 員

○ 議長（金城 勇） 次に消火栓の配置について、平良嗣男議員。

9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） それでは消火栓の配置について一般質問をさせていただきたいと思っております。

大宜味村の水道事業開始が昭和58年5月1日に水道事業の開始に伴いまして、各集落の消火栓設置の整備が進められ、火災時における消防隊の水利や住民による初期消火活動に大変役立っているところがありますが、当初の消火栓設置後に新たな住宅がふえ、集落設置の現有消火用ホースでは届かない現状にあります。大宜味区や根路銘区においても、旧県道の1号線に消火栓が2カ所設置されていますが、消火栓から遠方の住宅が、大宜味区においては直線で125メートル、根路銘区においては直線で173メートルから350メートルという状況にあります。よって本管から部落内に枝配管されている水道管、50ミリから75ミリに消火栓を増設して多くのホースを接続延長することなく初期消火ができる態勢を構築する必要があるかと思っております。また村内の集落を再調査して、消火栓の配置見直しについて行う考えがあるのかどうか、村長の考えをお伺いしたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの平良嗣男議員の消火栓等についての御質問にお答えをいたします。

その前にこの資料、大変ありがとうございます。非常にわかりやすい配置になっていまして非常に参考になりました。日ごろから消防団を中心として村民一人一人が火災予防の啓蒙や、万が一の住宅火災に備えての初期消火の講習や訓練等に参加されていることに対して本当に感謝申し上げます。ありがとうございます。

さて、御指摘のとおり、消火用ホースをできるだけ接続数を少なくして、少なく接続して消火をするということは初期消火の効果を高めることとなりますので、消火栓の増設は必要かと考えます。村内全体においても消火栓がかなり遠く離れている住宅や消火栓やホース等の保管箱を整備する必要があるところがあります。それで国頭地区行政組合と連携をして調査をする必要があると思っておりますし、消火栓の増設については費用等を勘案しながら中長期的な計画が必要かと思っておりますので、工事方法や設置時期、設置場所について関係課で今後しっかり検討を重ねてまいりたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 私がなぜこれをカラーで出しているかということは、一目瞭然、見てわかると

思います。先ほど申し上げたように、旧国道沿いに2カ所、大宜味の場合は設置してあります。これからいくと一番遠いところが玉城さんのところではございますが、実は大宜味でも前に消火栓近くで火事があって、そのときにも私は申し上げたと思うんですが、役場の職員等に大変お世話になってお礼申し上げました。やはり初期消火をするにおいては、今、65ミリというものがついているんです。これは扱うにおいては大変扱いにくい。これは消火栓設置基準があって、消防隊の、消防隊用のものがあるんですが、そこの中には65ミリというのがあるわけですが、行政組合の消防の皆さん方においてもこの65ミリというのは扱いにくい。例えば山火事においては、延長でいって持って行く、その中でその消火の手前のホースを逆にこれまで使っていた40ミリに落として使うというのが今の現状の消防隊のやり方なんです。だからこの65ミリのホースを設置した自体もおかしいなと思っているんです。これは大変危ない、二、三名で持っても振り回されてけがのもとになる。あくまでも消防隊が水量を調整するために使うのであればいいわけですが、これを実際に消火として使うとなると、危険性を伴うようなホースであるわけです。

それとなぜ私がこういうものを出したかという、これを皆さん見たらすぐわかると思うんです。田嘉里、喜如嘉校区においてはすばらしい消火栓の配置がされている。しかしほかの地域を見ますと、塩屋などもある程度されているんですけども、今後、結の浜とかそういうところ、それから団地、そこに整地されているところがあると思うんです。そこら辺も十分検討しながらやってもらいたい。特にこれを見たらわかるように、饒波とか大宜味とか、皆さんのほうには大宜味と根路銘と、そして喜如嘉、田嘉里のものしか出しておりませんが、本当に喜如嘉校区においては消火栓の配置についてはすばらしくやられているんです。それでも足りないところがあるでしょうけれども、せめてそういうふうな状況までつくっていかねばならないと思うわけでありまして。

そこで今現在、村が進めている簡易水道配水管工事が今行われておりますね、先ほど村長は金もかかることだということを言っておりました。そういう水道事業、配管工事を行っている中で、なぜその時点で同じような工事をする中においてこの事業ではできないでしょうか、村単独の中においても、その事業を行いながら、ついでに立ち上がりをつくってやる方法がなかったのかどうか。金が乏しい中でそういう事業をやる中において、なぜそういうことも考えてできないのかなというのが私は残念ではない、せつかく工事をするのに。そこでこの立ち上がりをつくるだけだったらそんなに金がかかるわけではないんです。そこは単費でもいいんです。改めてやるとなると大変な金になります。そこら辺を連携して何でできなかったかなというのが私の今の気持ちなんです。そこら辺はやはり、村長はこれまで3期務めておりますけれども、その中において行政組合の管理者としても回ってきたわけですよ、今現在も管理者として消防行政組合の職にあるわけですから、そこら辺も消防とも連携しながら行っていく必要があるんじゃないかと思っているわけです。特に今の工事の中でできないかどうか。そこら辺をちょっとお聞きしたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 総務課長。

○ 総務課長（島袋一道） 議員の御指摘のとおり、ホース口等については、やっぱり地域住民がも取り扱えるような口径といいますか、そういうホースを取りつける必要があるんじゃないかと思っておりますので、その辺も検討していきたいと思っております。

次に現在行われている簡易水道工事等も同時にできないかということなんですけれども、現在行われている簡易水道事業でありまして、消火栓については防災関係の事業ということがあります。簡易水道

事業の中で大変申しわけないんですけども、消火栓についての具体的な計画がなかったということで、簡易水道との工事が一緒にできなくて今こういう形になっているんですけども、消火栓の防災計画をこれから計画を立てるということでございまして、今回の簡易水道工事と一緒にやっていくということについては困難ではないかと思っております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） これは計画ないからできないじゃなくて、ついでに今せっかく、配水管の工事なんていうのは毎年毎年やるものじゃないですよ。腐食して今時期だからかえるわけであって、そういう中においてその時期を逃して、新たにまた事業を入れてやるかということなんです。金もそんなにかからないような方法をとって、やる方法がないのかどうか、そこら辺、頭を使ってやったらどうかということですが、私が言うのは。村は村民の福祉を行う、これは当たり前です、行うためにやらないといけません。消防においては生命、財産を守らないといけません、これが消防の役目でありまして、村の役目である。そのために消火栓をどうしても設置する必要があるかと思うんです、私は。備えあれば憂いなしで、火災や災害なんていつ来るかわからないんです。だから忘れたところに災害は来るとよく言われますが、そういうことが起こる前に備えておかなければいかんじゃないかと思うわけでありまして。そのためにはどうしても知恵を使って、今から始まる。現在、床掘りしている状況でしょう、そういう中で今行っている饒波から大宜味、大兼久、根路銘まで始まるわけですよ。そこら辺で、今から始まる場所にどうにかできないかということ。そこら辺を皆さん方知恵を使ってやる気があるかどうかお伺いして終わりたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 総務課長。

○ 総務課長（島袋一道） これはぜひ防災という面で、本当に村民の安心安全ということが一番大事なことでありますので、先ほど議員の指摘のとおり、その実現に向けて努力していきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 以上で平良嗣男議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長（金城 勇） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

（午後 0時35分）

平成23年第8回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 平成23年12月14日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成23年12月14日 午前10時00分)

散 会 (平成23年12月14日 午前10時30分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員	大 城 佐 一	6 番議員	前 田 孝
2 番議員	新 城 一 智	7 番議員	安 里 重 和
3 番議員	平 良 英 勝	8 番議員	具志堅 朝 秀
4 番議員	東 武 久	9 番議員	平 良 嗣 男
5 番議員	宮 城 辰 徳	10 番議員	金 城 勇

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	島 袋 義 久	村史編纂室長	米 須 邦 雄
総 務 課 長	島 袋 一 道	会 計 課 長	山 城 文 子
財 務 課 長	神 里 富 松	教 育 長	友 寄 景 善
住民福祉課長	大 城 武	教 育 課 長	大 嶺 実
企画観光課長	島 袋 幸 俊	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	島 袋 一 道
産業振興課長	新 城 寛	農 業 委 員 会 局 長	宮 城 博 俊
シークワサー 振 興 室 長	新 城 寛	監 査 事 務 局 長	宮 城 豊
建設環境課長	山 城 均		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程（第3号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	同 意 第 3 号	副村長の選任について	質 疑 付 託 省 略
2	議 案 第 4 1 号	大宜味村税条例の一部を改正する条例	質 疑 委 員 会 付 託
3	議 案 第 4 2 号	平成23年度大宜味村一般会計補正予算（第5号）	質 疑 委 員 会 付 託
4	議 案 第 4 3 号	平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	質 疑 委 員 会 付 託
5	議 案 第 4 4 号	平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	質 疑 委 員 会 付 託

◎開議の宣告

- 議長（金城 勇） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎同意第3号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（金城 勇） 日程第1 同意第3号 副村長の選任についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

- 6番（前田 孝） 質疑をいたします。

前副村長のほうが12月3日で任期満了になられるということは、当然、それは事前にわかっておられると思うんです。それで先月24日の第7回臨時会あたりに提案されるんじゃないかと思ったんですが、それで提案なかったわけですが、今回の提案に至るまでどういう経過があったんでしょうか。事前にわかっているわけですから、任期満了というのは、特別職に空白をつくるということはやっぱり支障もいろいろ出るんじゃないかと思うんです。何日間か空白が出ますので、その空白の問題と、11月24日の臨時会あたりで提案できなかった理由が何かございますか。

- 議長（金城 勇） 村長。

- 村長（島袋義久） ただいまの前田 孝議員の御質疑にお答えいたします。

確かに空白ができるということは望ましいことではないということは承知しておりますけれども、24日の臨時議会ということも念頭にはありましたが、その間の人選等はいろいろ前もって考えていたんですが、今おっしゃるこの12月の前半というのは12月議会の真ん前になるものですから、これは調整が必要だなと、12月議会までは引き続き副村長で処理をしていただいてという、そういうけじめが必要じゃないかと思ってこの議会に提案したということでございます。

- 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

- 6番（前田 孝） 事情はいろいろあるかと思うんですけれども、それはそれとして、それはもう長のほうの事情でございますからそれは結構だと思うんですけれども、まずその前に内部起用の線ということは、御検討はなされたんでしょうか、内部起用の線は。それについてお伺いいたします。

- 議長（金城 勇） 村長。

- 村長（島袋義久） ただいまの御指摘の内部起用については、当然考えてきました。そういう思いもありながら取り組みも考えてきたことで、念頭にあった内部起用ということを考えてきたということだけは申し上げておきたいと思えます。

- 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

- 6番（前田 孝） 内部起用も考えておられたようなんですけれども、そこまで至っていないということのようでございます。

もう1点、特別職あたりについては、今回の提案も塩屋校区となっておりますけれども、地域バランス的なものも考えてもらったらよかったんじゃないかという感触を持っているわけです。それは他の地域のほうにも検討されたんですが適当な方がいらっしゃらなかったのか、他の地域も検討されたのか、

最後にそれだけお伺いして質疑を終わります。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいま御指摘のような地域バランスというのはずっと前から言われていることで、やはりそれは一つ念頭にはあります。ですがやっぱり、今、これだけの我々村の内部の中でそこに余り重きを置くということは村政の面からあんまり望ましくないんじゃないかという声も前からありましたので、そういうことを判断して今回のようになりました。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） それじゃあ今の件に関連しましてお聞きをしたいと思います。

切羽詰まった選任というふうな感じに私はなっていると思っているんです。任期満了して空白を置いた。その中で今回同意案件を出したということは、私からするとおかしいと思っているんです。村長が3期目に当選した段階で、本来だったら自分のブレーンをつくるための三役というのはその時点から考えておらなきゃできないものだと思っています。業務を行う中においては、村長は自分の副村長、ましてや教育長等も、このブレーンというのは、自分のブレーンをつくるためには、業務執行する中のブレーンをつくるためには選挙が終わった段階から、選任された段階からこういうことを考えるのが私は筋じゃなかったかなと思っているんです。これがこの長い間、切羽詰まった中で同意案件が出るというのは私はおかしいなと思っています。これは村長の考えでありますから何とも言えませんが、本来でしたらその当選された時点からそういうメンバーを探して決めるべきじゃなかったと私は思っているんです。これが業務を順調に執行するための当たり前の仕事じゃなかったかなと思っているんですが、村長のお考えを聞きたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの嗣男議員の御質問にお答えいたしますが、確かに御指摘のとおり、その時点で考えるという一つの方法、道もあると思います。ただ先ほど前田議員にお答えいたしましたような理由もあって、今回、この議会の提案ということになりました。御指摘のことはもっともだと思います。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 今までの返答の中で、私はこの人選を上げるというのは、教育長にしろ、副村長にしろ、本当にしっかりしないところがあるんですね。村長は1期目からずっと開かれた村政、協働の村づくりということできずとってきています。果たしてこの政策が今みたいな人事案件の決め方はこの自分の言った政策づくりに合っていると思いますか。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） 人選の中に人柄とか、あるいは実践力と、そういうことの行政手腕といいますか、そういうことも含めますと開かれたということはその中から適当な方を人選するというございますから、私は要するに間違っただとか、不一致していることではないと思っております。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 今、返答の中に開かれた中でということがありますが、そういう話し合いをじゃあ持ってきたのか、また今回出されている方の人柄等もあったからこそ決めたと思いますので、そ

の辺があれば一言お願いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） 今度上げている方については皆さんよく御存じのことだと思いますし、これまでの行政実績等も含めて今後大宜味村の発展のために働いていただきたいというような願いもあって人選をして、提案してございますのでよろしくをお願いします。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） これで質疑を終わります。

同意第3号 副村長の選任については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決いたします。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって同意第3号 副村長の選任については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第3号 副村長の選任について採決いたします。

この採決については、前田 孝議員外1名から同意第3号 副村長の選任については、無記名投票にされたいとの要求がありましたので、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉じます。

（議場を閉める）

○ 議長（金城 勇） ただいまの出席議員数は10人です。

次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に宮城辰徳議員及び平良英勝議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。記名投票に賛成の方は「賛成」と、反対する方は「反対」と記載願います。

（投票用紙の配布）

○ 議長（金城 勇） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

（なし）

○ 議長（金城 勇） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○ 議長（金城 勇） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○ 事務局長（宮城 豊） それでは投票願います。1番 大城佐一議員、2番 新城一智議員、

3番 平良英勝議員、4番 東 武久議員、5番 宮城辰徳議員、6番 前田 孝議員、7番 安里重和議員、8番 具志堅朝秀議員、9番 平良嗣男議員。

○ 議長（金城 勇） 投票漏れはありませんか。

（な し）

○ 議長（金城 勇） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

宮城辰徳議員及び平良英勝議員、開票の立ち会いをお願いします。

（開 票）

○ 議長（金城 勇） 投票の結果を報告します。

投票数9票、有効票9票、無効票0票です。有効票のうち、

賛成5票

反対4票

以上のおり賛成が多数です。

したがって同意第3号 副村長の選任については、同意することに決定しました。

◎議案第41号の質疑、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第2 議案第41号 大宜味村税条例の一部を改正する条例を議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第41号 大宜味村税条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託します。

◎議案第42号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第3 議案第42号 平成23年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） それでは18ページの6款3項3目漁港建設費、補正前3,101万6,000円、それに対して補正額が245万7,000円、そして3,347万3,000円で今回の工事を行うというようなことになっておりますが、245万7,000円は水源基金から持ち出してこの整備を行っていくというようなことでありますけれども、漁民の環境を整えるためには大変いいことではあると思うんですが、この補助事業等々を入れて環境整備をされるということは大変いいわけですが、村からも漁民への交付金等が出ていると思うんですが、どれだけの事業効果があるのかどうか。漁民にこれだけ出しているんだが、事業効果がどれだけあるか。そこら辺をお伺いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（新城 寛） ただいまの御質疑にお答えします。

今回、補正で上げています245万7,000円につきましては、停泊地保管用地の舗装がメインとなっております。

ります。当初予算に上げていました停泊地の舗装の用地について9月で減額しているところなんです、隣接される道路用地、その道路についても今回の事業で道路の舗装を行ったほうが環境的にいいということで今回上げております。事業効果といたしましては、現在、プレジャーボートが19艇とめております。その19艇から24艇、5艇の増設を行います。現在、舗装されていない状況におきますと、トンブロックあたりでかなり面積をとっているということで、今回の事業でアンカーを打ちまして5つのボートを停泊できるようにということで広げていく事業であります。御理解のほうをよろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） それと行政が各分野においていろんな補助金を出して、生産者の、漁民の生産向上を図るということ、これはもう当たり前にやらないといけない。生産は上がっていただかないといけない。そこで今、漁港の中の敷地を1艇幾らという感じで借地料を取っていると思うんですが、そこら辺を含めて整備をしているわけですから、今、あちらこちらに廃車みたいな、船がたさんありますよね。そこら辺もみんな金を取っているんですか。そこら辺をお聞きしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（新城 寛） 現在、漁港管理の中で廃車みたいなものが置かれているのは私のほうも承知しております。そのものについては占用料として金額は取っていないのが現状です。やはり今後、この漁港内のそういう車両につきましては、運用上も厳しい部分がありますし、そういうところにおいては我々のほうで注意をして廃車等がないように徹底したいと思います。よろしく願いします。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） これだけ金をかけて環境整備をしていくわけですから、そこら辺を私物化してはいかんですね。そこら辺をちゃんと管理やっていく必要があると思いますので、今後、気をつけてもらいたいなと思っております。

○ 議長（金城 勇） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（新城 寛） 今、御指摘のあった点につきましては、産業振興課のほうで十分確認をとりながらやっていきたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第42号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第43号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第4 議案第43号 平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第43号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第44号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第5 議案第44号 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第44号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○ 議長（金城 勇） お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

○ 議長（金城 勇） 休憩します。

(午前10時26分)

- 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時30分)

◎諸般の報告

- 議長（金城 勇） これから諸般の報告をします。

休憩中に予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

予算審査特別委員会委員長に新城一智議員、副委員長に平良英勝議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎散会の宣告

- 議長（金城 勇） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

お疲れさまでした。

(午前10時30分)

平成23年第8回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 平成23年12月15日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (平成23年12月15日 午後0時15分)

閉 会 (平成23年12月15日 午後0時30分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

6 番議員 前 田 孝

2 番議員 新 城 一 智

7 番議員 安 里 重 和

3 番議員 平 良 英 勝

8 番議員 具志堅 朝 秀

4 番議員 東 武 久

9 番議員 平 良 嗣 男

5 番議員 宮 城 辰 徳

10番議員 金 城 勇

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程（第4号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	議案 第41号	大宜味村税条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
2	議案 第42号	平成23年度大宜味村一般会計補正予算（第5号）	委員長報告 質疑～表決
3	議案 第43号	平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	委員長報告 質疑～表決
4	議案 第44号	平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	委員長報告 質疑～表決
5	意見案 第9号	前沖縄防衛局長の沖縄県民を侮辱する暴言に対する抗議と防衛大臣の辞職を求める意見書	提案説明 付託省略
6		委員会の閉会中の継続審査の件 （陳情第18号「風力発電」設置に対し白紙撤回を強く求める要請書）	

◎開議の宣告

- 議長（金城 勇） こんにちは。
これから本日の会議を開きます。

（午後 0時15分）

◎議案第41号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（金城 勇） 日程第1 議案第41号 大宜味村税条例の一部を改正する条例を議題とします。
委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

平成23年12月15日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

総務常任委員会
委員長 新城 一 智

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第41号	大宜味村税条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致

（新城一智総務常任委員会委員長 登壇）

- 総務常任委員会委員長（新城一智） ただいま議題となりました議案第41号について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として財務課長、総務課長の出席を求め、12月14日午後2時から審査をいたしました。

議案第41号 大宜味村税条例の一部を改正する条例について報告いたします。

本条例は、国の省庁名、字句の相違などを精査し、さらに市町村税条例の例との整合性を図るための改正となっております。「自治大臣」を「総務大臣」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に、「本項」を「この項」に、「イ、ロ、ハ、ニ、ホ」を「ア、イ、ウ、エ、オ」に、最終章に目的税の入湯税を加える改正となっております。また附則では「第3条」を「第7条」になど、4条ずつの繰り下げとなっております。

この条例は、平成24年4月1日からの施行となっております。

なお、規則については、平成24年3月31日までに整備するとの説明がありました。

質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げ、報告といたします。よろしくお願ひします。

○ 議長（金城 勇） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第41号 大宜味村税条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第41号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号 大宜味村税条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひします。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第41号 大宜味村税条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第42号～議案第44号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 日程第2 議案第42号 平成23年度大宜味村一般会計補正予算、日程第3 議案第43号 平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算及び日程第4 議案第44号 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算の3件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

平成23年12月15日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

予算審査特別委員会

委員長 新城 一 智

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第42号	平成23年度大宜味村一般会計補正予算（第5号）	原案可決 全会一致

事件の番号	件名	審査の結果
議案第43号	平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)	原案可決 全会一致
議案第44号	平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算 (第4号)	原案可決 全会一致

(新城一智予算審査特別委員会委員長 登壇)

○ **予算審査特別委員会委員長(新城一智)** ただいま議題となりました議案第42号、議案第43号及び議案第44号の3件について、予算審査特別委員会における審査の結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として関係課長等の出席を求め、12月15日午前10時から審査をいたしました。

議案第42号 平成23年度大宜味村一般会計補正予算、議案第43号 平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算及び議案第44号 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算は、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます、報告といたします。よろしくお願いたします。

○ **議長(金城 勇)** 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第42号 平成23年度大宜味村一般会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ **議長(金城 勇)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第42号 平成23年度大宜味村一般会計補正予算について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ **議長(金城 勇)** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号 平成23年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ **議長(金城 勇)** 挙手全員です。

したがって議案第42号 平成23年度大宜味村一般会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第43号 平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ **議長(金城 勇)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第43号 平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号 平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙
手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第43号 平成23年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算については、委員長の報
告のとおり可決されました。

これから議案第44号 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について、委員長の報告に
対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第44号 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について討論を行います。
討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙
手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって議案第44号 平成23年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報
告のとおり可決されました。

◎意見案第9号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 日程第5 全員発議により提出されました意見案第9号 前沖縄防衛局長の沖
縄県民を侮辱する暴言に対する抗議と防衛大臣の辞職を求める意見書を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。東 武久議員。

（4番 東 武久議員 登壇）

○ 4番（東 武久） 意見案第9号 前沖縄防衛局長の沖縄県民を侮辱する暴言に対する抗議と防衛
大臣の辞職を求める意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成23年12月15日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

提出者 東 武久 平良英勝 大城佐一 具志堅朝秀 宮城辰徳 新城一智 安里重和 前田 孝

賛成者 平良嗣男

提案理由 田中聡前沖縄防衛局長の発言に対し激しい怒りを込めて抗議し、任命責任者である防衛大
臣の辞職を関係機関へ要請するため。

前沖縄防衛局長の沖縄県民を侮辱する暴言に対する抗議と
防衛大臣の辞職を求める意見書

去る11月28日に田中聡前沖縄防衛局長は、米軍普天間飛行場の移設先の環境影響評価書の提出時期を問われ「これから犯す前に犯しますよと言いますか」などと、性的暴行に例えた全く看過できない発言がマスコミ報道で明らかになった。

沖縄県における防衛省のトップである前沖縄防衛局長のこのような人権感覚を欠いた発言は、県民の長年の耐え難い苦痛を無視し、県民と女性を侮辱し愚弄するもので言語道断である。

沖縄県は、国土の面積でわずか0.6%にすぎないのに、いまなお74%の在日米軍基地が集中させられている。そして県民は、米軍基地があるが故に、米兵による少女暴行事件や県民の尊い生命が奪われた事件・事故など筆舌に尽くしがたい苦しみと痛み、人権蹂躪が戦後66年も強いられている。

前沖縄防衛局長は更迭されたとはいえ、この発言には、基地の縮小を願う県民の総意に反し、沖縄に基地を今後も押し付ける政府・官僚の強引な本質が見え、沖縄蔑視と差別意識を示しており、断じて許されるものではない。

また、一川保夫防衛大臣は、1995年の少女暴行事件について、「正確な中身は詳細には知らない」と参議院東日本大震災復興特別委員会で答弁しており、田中聡前沖縄防衛局長を更迭した直後の大臣の発言としては、緊張感のなさや、沖縄の基地問題に対する防衛省や国の姿勢が問われるものである。

よって大宜味村議会は、田中聡前沖縄防衛局長の発言に対し、激しい怒りを込めて抗議するとともに、任命責任者である防衛大臣の辞職を求め、環境影響評価書の提出を断念することを強く要求する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月15日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 内閣総理大臣 防衛大臣 内閣官房長官

よろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第9号については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決いたします。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって意見案第9号については、委員会の付託を省略することを可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第9号 前沖縄防衛局長の沖縄県民を侮辱する暴言に対する抗議と防衛大臣の辞職を

求める意見書について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって意見案第9号 前沖縄防衛局長の沖縄県民を侮辱する暴言に対する抗議と防衛大臣の辞職を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の継続審査の件

○ 議長(金城 勇) 日程第6 委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

お諮りします。陳情第18号 「風力発電」設置に対し白紙撤回を強く求める要請書については、継続審査とすることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって陳情第18号 「風力発電」設置に対し白紙撤回を強く求める要請書については、継続審査とすることに決定しました。

○ 議長(金城 勇) お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○ 議長(金城 勇) これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成23年第8回大宜味村議会定例会を閉会します。

1年間、御苦労さまでした。

(午後 0時30分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員